

# 日立市国土強靱化地域計画

令和3年3月



日立市



# 目 次

## 第1章 計画の概要

1 計画策定の背景	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の基本的な検討方法	5

## 第2章 日立市の地域特性

1 市域の概況	6
2 主な過去の災害	10
3 災害の想定	12
4 日立市における災害リスク	15

## 第3章 強靱化の基本的考え方

1 日立市の目指す方向性	16
2 基本目標	17
3 強靱化を進める上での基本的な方針	18
4 対象とするリスク	19

## 第4章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方	20
2 「リスクシナリオ」・「施策分野」の設定	21

## 第5章 脆弱性の評価と施策の推進方針

1 直接死を最大限防ぐ	25
2 救助・救急、医療活動等の迅速な対応	39
3 必要不可欠な行政機能の確保	53
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスの確保	53
5 経済活動の機能維持	55
6 ライフラインの確保と早期復旧	59
7 二次災害の拡大防止	65
8 地域社会・経済の迅速な復旧・復興	71

## 第6章 施策の重点化、優先順位付け

1 施策の重点化、優先順位付けの考え方	77
---------------------	----

## 第1章 計画の概要

### 1 計画策定の背景

国土強靱化計画は、東日本大震災などから得られた教訓を踏まえ、甚大な被害の発生を避けること、また、これらの災害でありがちな事後における対策の繰り返しを避けるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策をあらかじめ総合的かつ計画的に実施するとともに、「強さ」と「しなやかさ」を併せ持った安全・安心な社会を作り上げるためのものです。

国は、大規模自然災害等が発生しても、国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活及び国民経済を守り、強くしなやかな国民生活の実現を図る国土強靱化の取組を推進するため、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）を公布・施行し、平成26年6月には基本法に基づき、国土強靱化に関する国の他の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定しました。

茨城県においても、平成29年2月に基本計画との調和を図りながら「茨城県国土強靱化計画」（以下「県計画」という。）を策定し、取組を進めています。

本市においては、日立市総合計画の「暮らしを明日につなぐプラン」の防災力強化により災害に強いまちを目指して取り組んでいますが、災害が頻発化、激甚化していることや、県計画に調和・連携しながら、本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するためにも、「日立市国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

## 2 計画の位置付け

---

### (1) 日立市国土強靱化地域計画の特徴

#### ① 検討の着眼点

国土利用や経済社会システムの強靱性に着目し、地域でいかなる自然災害等が起ころうとも対応できる体質・構造に変革していく視点から検討します。

#### ② 対象とする災害の段階

発災前における（＝平時の）施策を対象とし、発災時及び発災後の対応そのものは対象としません（ただし、発災時の対応（応急対策）、発災後の対応（復旧・復興）を効果的に行うための事前の備えは対象とします。）。

#### ③ 脆弱性の評価に基づく対策の検討

あらゆるリスクを想定しながら「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を明らかにします。

目標を明確化し、主たるリスクと強靱化すべき分野を特定して脆弱性の評価を行った上で、これに基づき対策を検討します。その対策は、防災の範囲を超えて、まちづくり政策・産業政策も含めた総合的な対策を内容とするものです。

#### ④ 重点化と進捗管理

施策の重点化・優先順位付けについては、本計画の基本目標や日立市総合計画の目標等を踏まえ、総合的に判断します。なお、進捗管理は既存計画等に合わせて適切に実施します。

#### ⑤ 計画期間と見直し

本計画の期間は、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間とします。

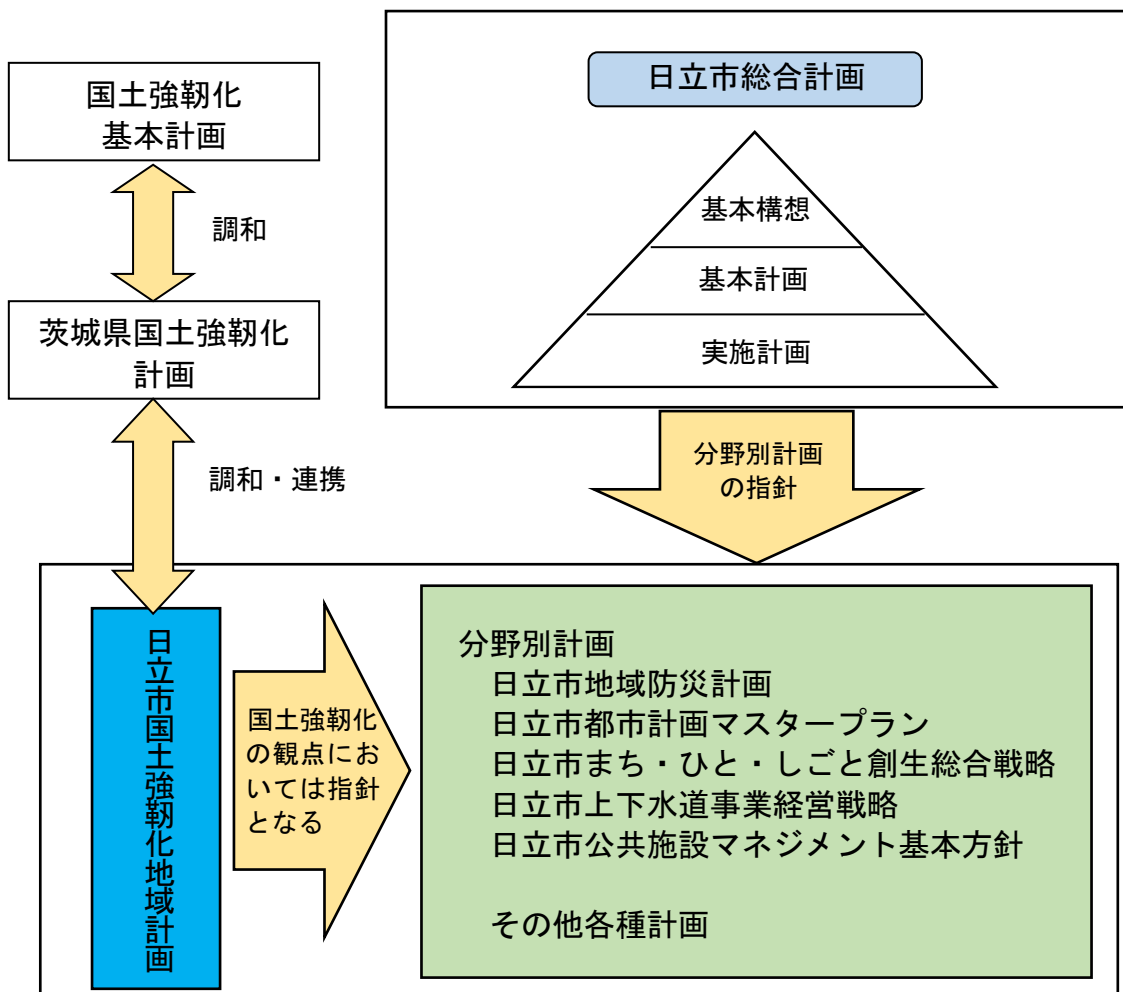
計画の見直しについては、社会経済情勢の変化や、国及び茨城県の計画見直し等を踏まえ、必要に応じて柔軟に行うものとします。

(2) 上位・関連計画との関係性

本計画は、基本法第13条に基づき策定するものであり、本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための指針となる計画です。

そのため、県計画が本市を包含する県土全域に係る計画であることを踏まえ、同計画との調和・連携を保つとともに、市政の基本方針である「日上市総合計画」とも整合を図りながら、本市における国土強靱化に関して、本市の様々な分野の計画等の指針となるものです。

国土強靱化地域計画と関連計画の位置付け



◆参考

【基本法第13条（国土強靱化地域計画）】

- 都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

【基本法第14条（国土強靱化地域計画と国土強靱化基本計画との関係）】

- 国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

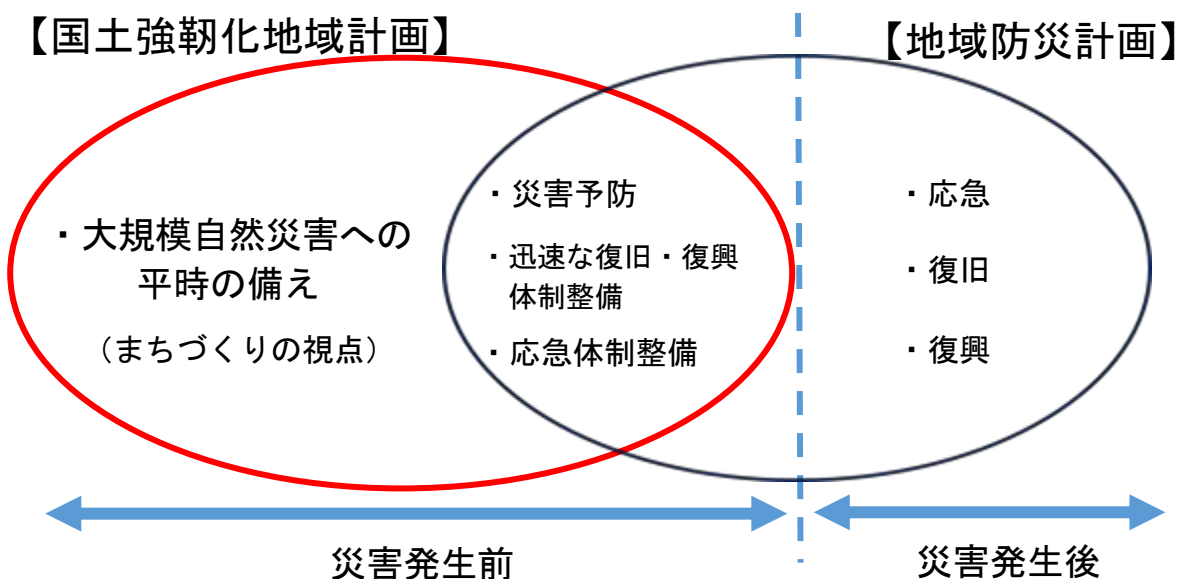
(3) 日立市地域防災計画との関係性

日立市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）は、災害対策基本法に基づき、地震や風水害等災害種類ごとに防災に関する業務等を定めた計画であり、発災後の応急対策や災害復旧・復興対策についても計画範囲としています。

一方、国土強靱化地域計画は、基本法に基づき、地方自治体の状況に応じて、発災後の様々なリスクを想定（リスクシナリオの設定）しつつ平時（発災前）の備えを中心に包括的な対応策を講じるものであり、従来の狭い意味での「防災」の範囲を超えて、非常時のみならず平時にも活用できるまちづくりの視点も含めた計画です。

国土強靱化地域計画と地域防災計画の特徴

計画名 (根拠法令)	国土強靱化地域計画 (国土強靱化基本法)	地域防災計画 (災害対策基本法)
作成目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然災害全般を想定</li> <li>・リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を災害の想定事案として、より実行的に各取組の推進を図ることを目的に作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害の種類（自然災害、原子力災害、事故災害）ごとの対応（予防、応急、復旧）を取りまとめ、市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的に作成</li> </ul>
対象とする災害の段階	災害発生前	予防、災害発生時及び発生後

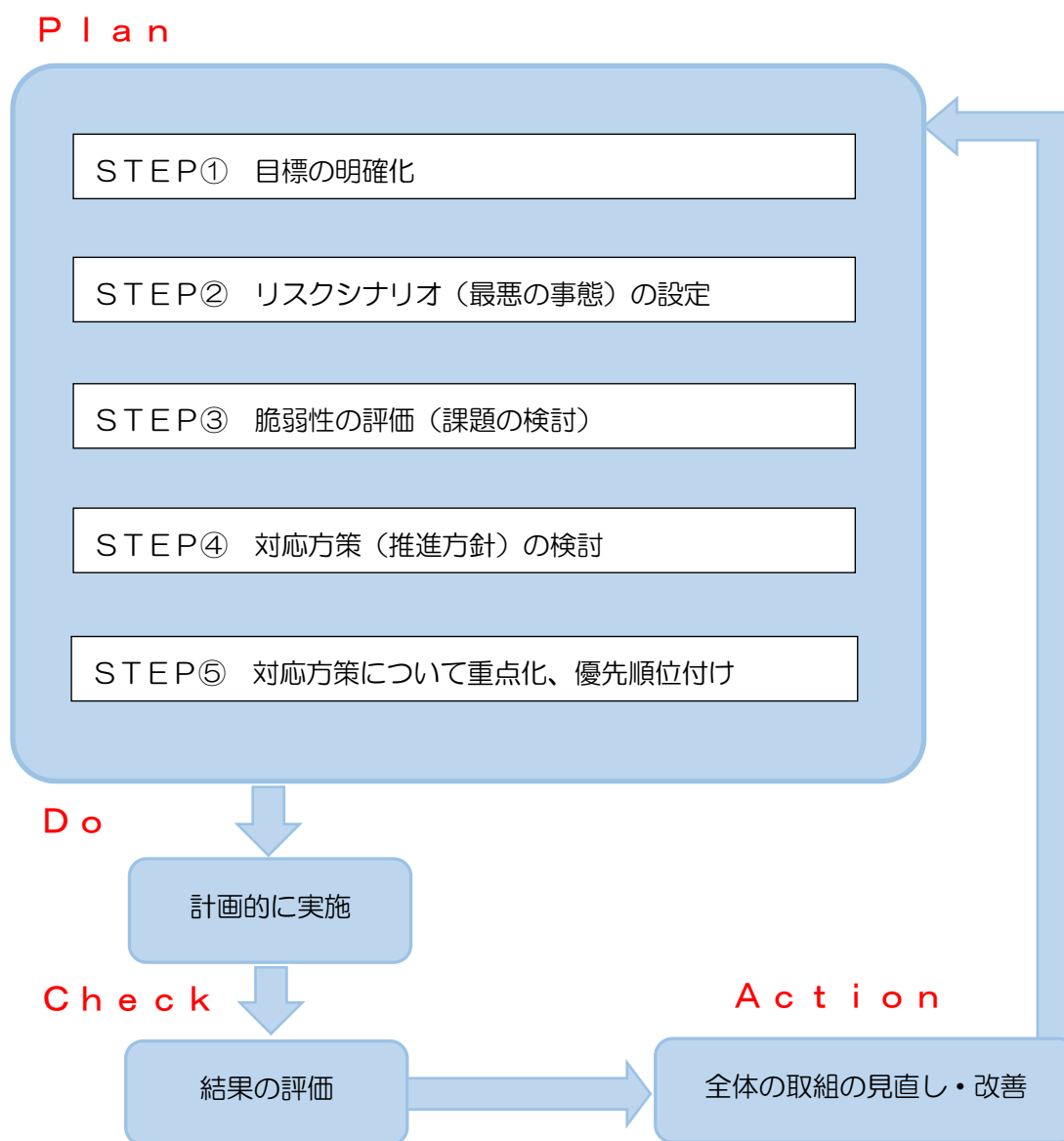


3 計画の基本的な検討方法

強靱化の施策を総合的・計画的に推進するため、本計画の策定に当たっては、大規模自然災害等による被害を回避するための施策や現状のどこに問題があるのかを知る「脆弱性の評価」を行い、「対応方策」を考え、「重点化・優先順位付け」を行います。

国が定めた「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」を参考に、下図のPDCAサイクルにより計画の進捗管理を行い、効果的な施策の推進につなげます。

計画の策定とPDCAサイクルによる推進



（総合計画や既存計画に合わせて実施）



## 第2章 日立市の地域特性

### 1 市域の概況

#### (1) 自然特性

##### ① 位置・地勢

日立市は、茨城県の北東部に位置し、東京から北へ約 150 km、県庁所在地である水戸市からは北へ約 40 km の距離にあります。南北に 26.3 km、東西に 17.9 km の広がりを持っており、面積は 225.86 km<sup>2</sup> です。

東は太平洋に面して風光明媚な海岸線を有し、西には阿武隈山地の支脈である多賀山地が連なり、温暖な気候と海・山の豊かな恵みを楽しみながらも東京圏に近い、茨城県北部の中核都市です。

位置的に関東地方と東北地方の結節点に当たり、また、茨城港日立港区を有し、北関東地方の海の玄関口として位置付けられています。



##### ② 地形

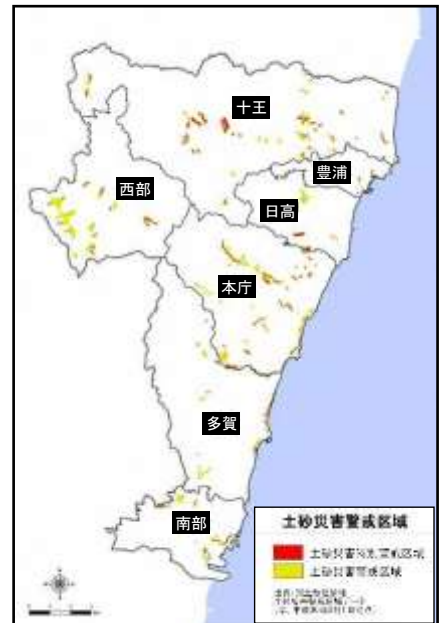
東は太平洋に面しており、南北約 33 km にわたる海岸線は、海食崖を形成し、その前面には一部砂浜を形成しています。この崖の上には標高 20～60m の平坦な台地が 2～3 km の幅で南北に細長く続いています。

一方、西は阿武隈山系南端の多賀山地の豎破山、石尊山、神峰山、高鈴山、風神山等の山々が連なり、市域の約 3分の2 を山地が占め、海岸線まで緩やかな段丘を形成しています。

このため、市街地においても土砂災害警戒区域等が指定されている箇所が点在します。

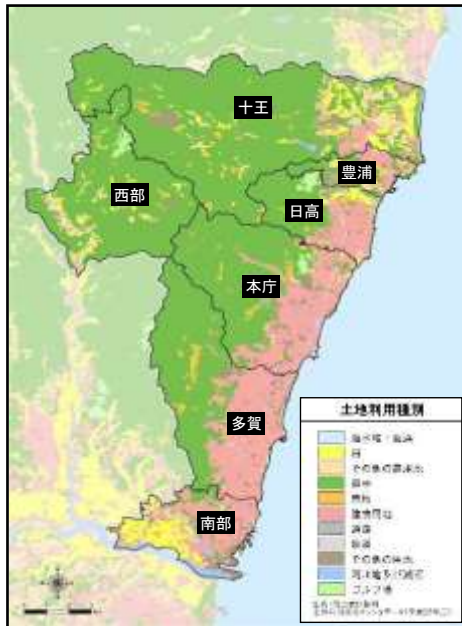
また、海と山に挟まれた地形上、南北に細長い狭い範囲に市街地が集積し、比較的高密度な市街地が形成されています。

市内を流れる河川（一級・二級・準用）は、20 河川と数が多い上に、勾配の急な中小河川が多く、河川断面が狭小な箇所も存在します。

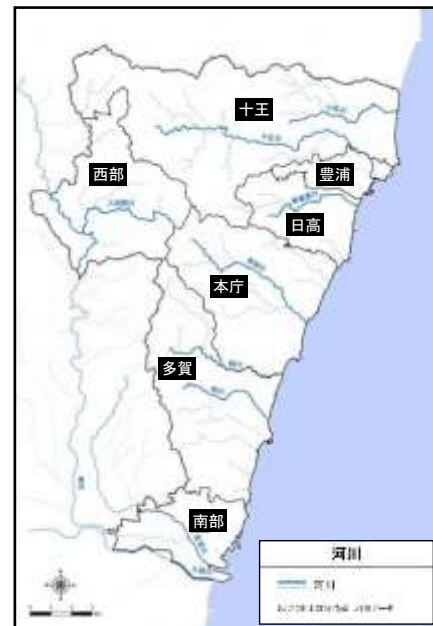


土砂災害警戒区域指定状況図

## 第2章 日立市の地域特性



土地利用現況図



河川現況図

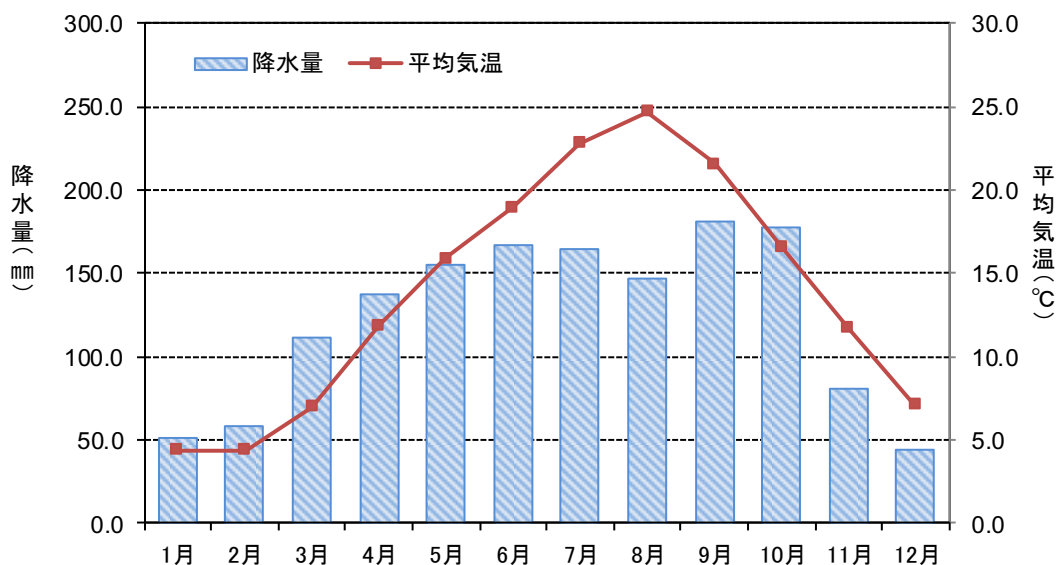
### ③ 気候・自然環境

東側が太平洋に面し、市街地の西側に多賀山地を抱えているため、夏は涼しく、冬は温暖で、四季を通じて寒暖の差が少ないという、関東地方の他の地域と異なる気候的な特徴を有しています。

産業の発展過程で発生した公害問題に対し、自然環境を回復するために桜の植栽に取り組んできたことから、市内各所に市の花「サクラ」を見ることができ、特に「かみね公園・平和通り」は、日本のさくら名所100選に選ばれています。

また、県北で一番長い33kmの海岸線には、6つの海水浴場があり、伊師浜国民休養地内には、全国で唯一のウミウの捕獲場があり、全国の鵜飼地に送られています。

日立市の月別平均気温・降水量



出典：気象庁

(1981～2010年の30年間の平均値)

## (2) 社会経済的特性

## ① 沿革

明治末期から鉱業、電気機械産業を中心に成長し、(株)日立製作所の発祥の地として鉱工業を中心とした「ものづくり」のまちとして急速な発展を遂げました。

平成 16 年には多賀郡十王町と合併し、現在の市域が形成され、令和元年に市制施行 80 周年を迎えました。

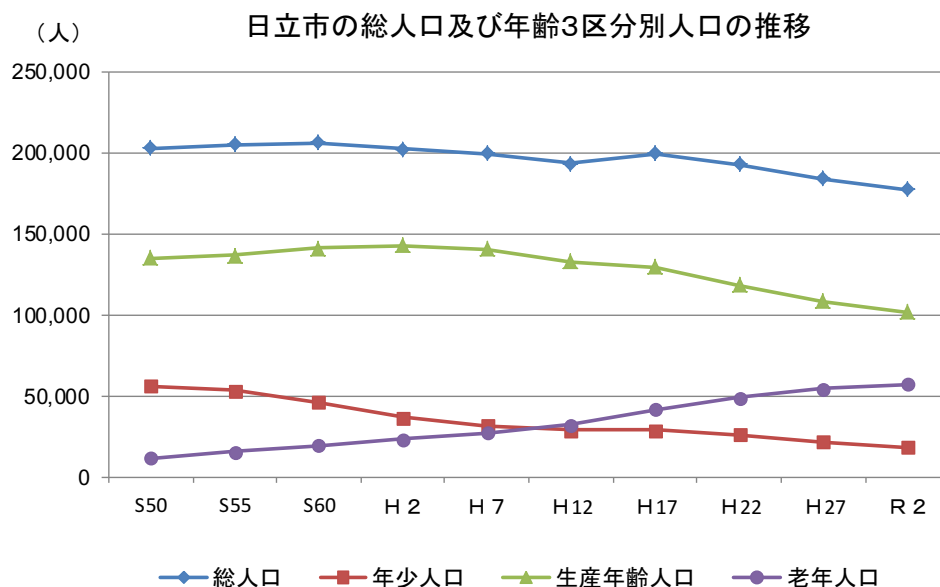
## ② 人口

戦後の高度経済成長期に生産年齢人口（15～64 歳）を中心として急激に増加しましたが、昭和 58 年の 206,260 人をピークに減少傾向に転じ、令和 2 年 4 月 1 日現在の住民基本台帳人口は 176,773 人です。

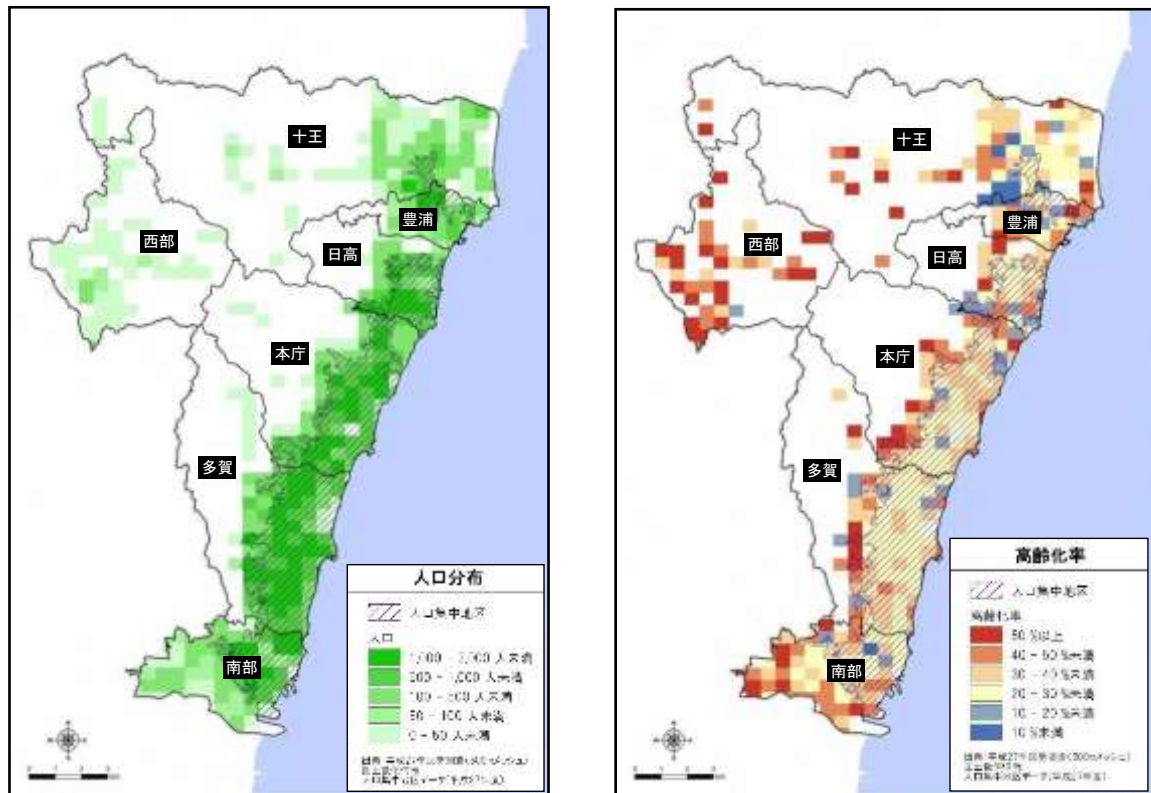
また、市域内の人口は、沿岸部に集中しています。

年齢別では、年少人口（0～14 歳）及び生産年齢人口が減少傾向にある一方で、老年人口（65 歳以上）は一貫して増加傾向にあり、令和 2 年 4 月 1 日現在の高齢化率は 32.2%と国・県を上回る高い水準となっています。

昼夜間人口では、夜間人口 185,054 人、昼間人口 198,752 人となっており、昼間人口の方が夜間人口よりも多く、通勤者・通学者が地域内に流入している拠点性の高い地域です。



## 第2章 日立市の地域特性



人口分布図

高齢化率現況図

### ③ 交通

主要交通網として、JR常磐線、国道6号及び245号並びに常磐自動車道が海岸線にほぼ平行して走っており、日立南太田、日立中央及び日立北の3つの常磐自動車道ICが立地しています。

地形及び土地利用上の制約等から、交通は南北方向の移動が主であり、慢性的な道路交通渋滞が発生しています。

### ④ 産業

明治時代から、鉱業、電気機械産業を中心とする近代産業が発展し、国内有数の工業都市として成長してきました。

市内には、(株)日立製作所を核として関連する企業が集積しており、多数の事業所が存在します。

また、これらの企業に関連する中小企業がものづくり産業を支えています。

平成27年国勢調査による産業別就業人口割合は、1次産業1.5%、2次産業37.3%、3次産業61.2%となっており、2次産業の割合が比較的高く(県平均:28.2%)、2次産業は地域の基幹産業として位置付けられていますが、製造業の就業人口は減少が続いています。

## 2 主な過去の災害

### (1) 風水害

過去には、昭和22年の「キャスリン台風」や昭和36年の豪雨において、宮田川が氾濫し死傷者を出すなど、台風、豪雨による住宅浸水被害が発生していました。昭和57年、61年、平成3年に来襲した台風や大雨では、久慈川の水位が7m（氾濫危険水位6.7m）を超えました。

平成27年9月の関東・東北豪雨では、本市を含む茨城県に大雨特別警報が発表されました。

令和元年10月12日には、台風19号による非常に激しい雨が降り、西部支所では降り始めからの総降水量が247mmに達し、同観測所における1日当たりの総降水量史上1番を記録しました。

また、久慈川の榊橋において、午前6時40分に7.46mの最大水位を記録し、これは史上2番の水位となりました。

市は、市内全域に警戒レベル4「避難勧告」を発令し、市民に避難所等への避難を呼び掛けました。この台風による被害状況は、下表のとおりとなっています。

令和元年10月25日には、低気圧に暖かく湿った空気が流れ込んだ影響で大雨が降り、十王川の支流等があふれ、一部の地域で床下浸水が発生しました。

令和元年台風19号の被害状況

発生日	令和元年10月10日（対応期間10月11日～14日）
降雨状況	1日当たりの総降水量：247mm（史上1番） 久慈川最大水位：7.46m（史上2番）
被害状況	家屋被害4件、倒木20件、がけ崩れ等45件、護岸損傷16件 等
避難勧告等の発令	警戒レベル4「避難勧告」発令（市内全域）
避難状況	避難所数39か所、避難者数1,729人（10月13日最大）

(2) 地震・津波

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震では、本市の過去最大の震度 6 強を記録しました。これまでに経験したことのない巨大地震と津波により、建物の全半壊や一部損壊が 18,000 件を超え、最大で 69 か所の避難所に 13,000 人以上の市民が避難しました。

また、公共施設や道路、電気、ガス、水道等の生活インフラに大きな被害が生じたほか、久慈川、茂宮川の周辺で浸水被害が発生しました。

津波については、本市では観測史上初めて 3～5m の津波が来襲し、沿岸部の漁港等において、岸壁、道路等の陥没や荷さばき所、貯蔵庫等が被災しました。

東北地方太平洋沖地震による被害概況

発生日	平成 23 年 3 月 11 日
最大震度	6 強
人的被害	負傷者 161 人（重症 6 人、中等症 38 人、軽傷 117 人）
住宅被害	全壊 436 件（うち津波によるもの 17 件） 大規模半壊 706 件（うち津波によるもの 148 件） 半壊 3,282 件（うち津波によるもの 456 件） 一部損壊 14,083 件（うち津波によるもの 166 件）
避難状況	避難所数 69 か所、避難者数 13,607 人（3 月 11 日最大）
津波浸水高	十王川 4.5m、川尻漁港 4.4m、長寿の湯（滑川浜）4.4m、 宮田川口 3.9m、会瀬漁港 5.3m、鮎川河口 5.2m、 河原子海岸 4.4m、久慈漁港 4.3m、日立港なぎさ公園 4.2m

## 3 災害の想定

## (1) 地震

茨城県地震被害想定調査報告書（平成30年12月）では、茨城県北部地域に甚大な被害をもたらすおそれのある地震として、次の3つの想定地震が挙げられています。このうち、本市では「F1断層、北方陸域の断層、塩ノ平地震断層の連動による地震（F1断層）」による震度が最も大きく、被害量も大きいと想定されています。

## 県北部に被害をもたらす想定地震

地震想定	地震規模	市内の最大震度
F1断層、北方陸域の断層、塩ノ平地震断層の連動による地震 （県北部の活断層による地震の被害）	Mw7.1	7
棚倉破砕帯東縁断層、同西縁断層の連動による地震 （県北部の活断層による地震の被害）	Mw7.0	6弱
太平洋プレート内の地震（北部） （プレート内で発生する地震の被害）	Mw7.5	6強

注) Mw：モーメントマグニチュード

地震の破壊エネルギーの大きさを表す尺度（数値）。地震計の針の揺れから算出するマグニチュードよりも、地震そのものの規模を正確に表す。

出典：茨城県地震被害想定調査報告書（平成30年12月）

## F1断層の地震による日立市の被害想定

地震名		F1断層、北方陸域の断層、塩ノ平地震断層の連動による地震（F1断層）			
地震規模		Mw7.1			
最大震度		震度7			
区分		冬深夜	夏12時	冬18時	
被害の概要	建物被害	全壊・焼失	約5,800棟	約5,400棟	約6,300棟
		半壊	約11,000棟	約11,000棟	約11,000棟
	人的被害	死者	約340人	約170人	約270人
		負傷者	約2,300人	約1,600人	約1,800人
		重傷者	約400人	約250人	約310人

出典：茨城県地震被害想定調査報告書（平成30年12月）



## 第2章 日立市の地域特性

### (2) 津波

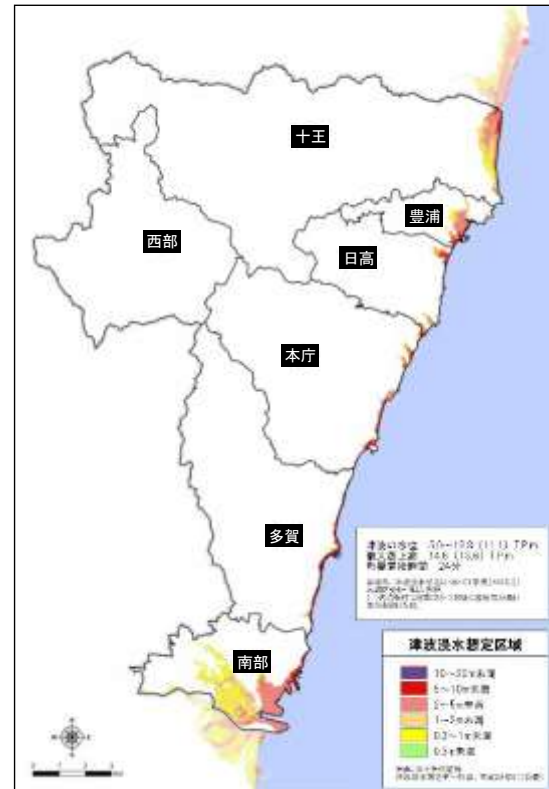
県は東日本大震災を受け、平成24年に新たな津波浸水想定を設定しました。

このうち、茨城県沖から房総半島沖にかけての地震による市域の津波の浸水域、津波高等は、次のとおりです。

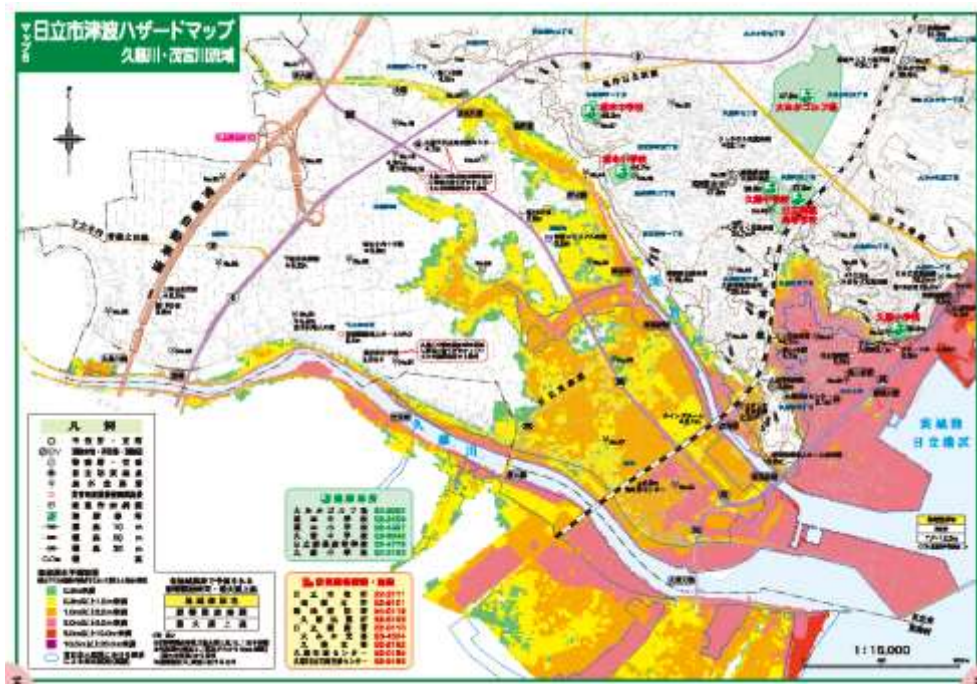
津波の予測（日立市）

海岸名	影響開始時間	津波高
高萩市石滝 ～ 川尻海岸	24分	6.72 ～ 8.17m
川尻港海岸 ～ 日高漁港海岸	24分	7.17 ～ 9.62m
日高漁港海岸 ～ 多賀海岸	24分	6.66 ～ 11.58m
多賀海岸 ～ 水木漁港海岸	26分	6.96 ～ 11.07m
久慈漁港海岸 ～ 豊岡海岸	26分	4.95 ～ 10.90m

出典：平成24県津波調査の報告書、検討資料を基に作成



津波浸水想定区域図



日立市津波ハザードマップ



(3) 風水害

風水害では、春先から9月頃にかけて大雨・雷雨による被害、8月～10月頃にかけて台風による被害が想定されます。

また、大雨は、台風と梅雨時期のものが多く、これらによる河川の氾濫、浸水等が想定されます。

市南部の久慈川・茂宮川周辺の地域は、国及び県が公表した洪水浸水想定区域図によると、ほとんどの地域において浸水による被害が想定されています。



日立市久慈川・茂宮川洪水ハザードマップ



日立市十王川洪水ハザードマップ

## 第2章 日立市の地域特性

### 4 日立市における災害リスク

本市の自然条件及び社会的条件や災害履歴から想定される災害リスクを整理すると、次に示すような内容になります。

自然的素因		災害リスク
位置・地勢	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市域の東は、太平洋に面している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・沿岸部は、地震発生時に津波被害を受けるおそれがある。</li> </ul>
地形	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸線が長い。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内の約3分の2が山地である。</li> <li>・市街地においても土砂災害（特別）警戒区域や急傾斜地崩壊危険区域に指定されている地域が点在する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・豪雨時や地震発生時等において、土砂災害発生のおそれがある。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内を流れる河川（一級・二級・準用）は、20河川と数が多い。</li> <li>・また、勾配の急な中小河川が多く、河川断面が狭小な箇所も存在する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨等による河川の氾濫や都市型水害の発生のおそれがある。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南北方向の細長く狭い範囲に、市街地が集積しており、比較的高密度な市街地が形成されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物、人口の密集等により、災害時の被害規模が大きくなるおそれがある。</li> </ul>
災害履歴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震では、本市は過去最大の震度6強を記録した。</li> <li>・建物や生活インフラ等に大きな被害が生じたほか、久慈川、茂宮川で浸水が発生した。</li> <li>・本市では初めて3～5mの津波が来襲し、漁港等が被災した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最大震度7の大地震（F1断層による地震）の発生が危惧されている。</li> <li>・南海トラフ地震や首都直下地震の影響を受けるおそれがある。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過去においても台風、豪雨による住宅浸水被害が発生していた。</li> <li>・令和元年10月の台風19号では、1日当たりの総降水量が史上1番を記録し、久慈川の水位も史上2番の水位を観測した。</li> <li>・また、市内全域に警戒レベル4「避難勧告」が発令された。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国でゲリラ豪雨が頻繁に起きており、水害はいつでもどこでも起こり得る。</li> <li>・都市化の進展に伴い、雨水浸透域が減少し、水害が発生しやすくなっている。</li> </ul>

## 第3章 強靱化の基本的考え方

### 1 日立市の目指す方向性

本市の特性としては、茨城港日立港区が立地し、北関東地方の海の玄関口であること、広域交通ネットワークが概成されていること、高度なものづくり産業と技術が集積していること、新エネルギーの導入を促進していることなどが強みとして挙げられます。

そこで、本市の強靱化に向けては、大規模自然災害等に対する市域の強靱化を図ることはもとより、こうした本市の特性や強みを発揮し、地域の強靱化に貢献することも重要であることから、本市の強靱化の目指す方向性を次の2本柱としました。

#### 日立市強靱化の2本柱

##### 市民が安全に暮らせる 強靱な地域づくり

大規模自然災害から市民の生命・財産を守り、皆が安全で安心して暮らせるよう、幅広い分野の強靱化を推進する。

##### 【地域特性】

- ・市内の約3分の2が山地
- ・高密度な市街地形成
- ・河川の数が多く、急勾配な河川も存在
- ・豪雨による浸水被災歴
- ・海岸線の長さ起因する津波被害のおそれ
- ・最大震度7の大地震（F1断層による地震）発生のおそれ
- ・南海トラフ地震や首都直下地震の影響を受けるおそれなど

##### 県や地域の強靱化への貢献

広域交通ネットワークやものづくり企業の集積等を活かし、県や北関東地方全体の強靱化に貢献するための基盤を強化するとともに、災害時の広域的な応援受援体制を整備する。

##### 【地域特性】

- ・北関東地方の海の玄関口（茨城港日立港区）
- ・広域交通網が南北に縦貫（慢性的な交通渋滞の発生）
- ・高度なものづくり産業と技術の集積
- ・都市ガスの生産と供給
- ・首都圏におけるエネルギー供給基地
- ・新エネルギーの導入に向けた取組など

## 2 基本目標

### (1) 基本目標

基本法第14条の規定や基本計画及び県計画と本市の役割等を踏まえ、次の4つを明確な基本目標として設定し、「日立市総合計画（2012-2021）」のまちづくりの将来都市像である「生活未来都市・ひたち」の実現に向け、関連施策を推進します。

- 1 人命の保護が最大限図られること
- 2 市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 3 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 4 迅速な復旧復興

「生活未来都市・ひたち」の実現

### (2) 事前に備えるべき目標

基本目標の実現に向けたより具体的な目標として、基本計画及び県計画を踏まえ、次の8つを「事前に備えるべき目標」として設定します。

- 1 直接死を最大限防ぐ
- 2 救助・救急、医療活動等の迅速な対応
- 3 必要不可欠な行政機能の確保
- 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスの確保
- 5 経済活動の機能維持
- 6 ライフラインの確保と早期復旧
- 7 二次災害の拡大防止
- 8 地域社会・経済の迅速な復旧・復興

### 3 強靱化を進める上での基本的な方針

---

本市の強靱化の基本目標の達成に向け、基本計画に掲げる基本的な方針に基づき、次の事項に配慮しながら取り組みます。

#### (1) 適切な施策の組み合わせ

- ・ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進する。
- ・「自助」・「共助」・「公助」を適切に組み合わせ、国、県、市、市民、事業者及び地域等が適切な連携と役割分担を行いながら取組を推進する。
- ・非常時のみならず、平時にも有効活用される対策となるよう工夫する。

#### (2) 効率的な施策の推進

- ・既存の社会資源を有効活用するなど、費用を削減しつつ効果的・効率的に施策を推進する。

#### (3) 地域の特性に応じた施策の推進

- ・人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努める。
- ・女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等に十分配慮した施策を講じる。
- ・環境との調和及び景観の維持に配慮するとともに、自然との共生を図る。

#### 4 対象とするリスク

強靱化の対象となるリスクは、自然災害のほかに、原子力災害等の大規模事故やテロ等も含めたあらゆる事象が想定されますが、「基本計画」及び「県計画」が首都直下地震や南海トラフ地震等、広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を対象としていることなどを踏まえ、本計画においても大規模自然災害を対象とします。

また、大規模自然災害の範囲については、基本目標1に掲げる「人命の保護が最大限図られること」及び2に掲げる「市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること」という観点から、本市に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般（地震、津波、台風・豪雨等の風水害等）とします。

なお、単独での発生だけでなく、地震後に津波が発生するなど同時あるいは連続し、複合災害として発生することで、より甚大な被害をもたらす可能性があることにも留意する必要があります。

さらに、本市は東海村に隣接しており、自然災害に起因する原子力災害への対応も重要な課題であるため、国の基本計画の動向等を見ながら、今後の取扱いを検討するものとします。



東北地方太平洋沖地震（道路の亀裂）



東北地方太平洋沖地震（日立港区の津波）



令和元年台風19号（久慈川の増水）



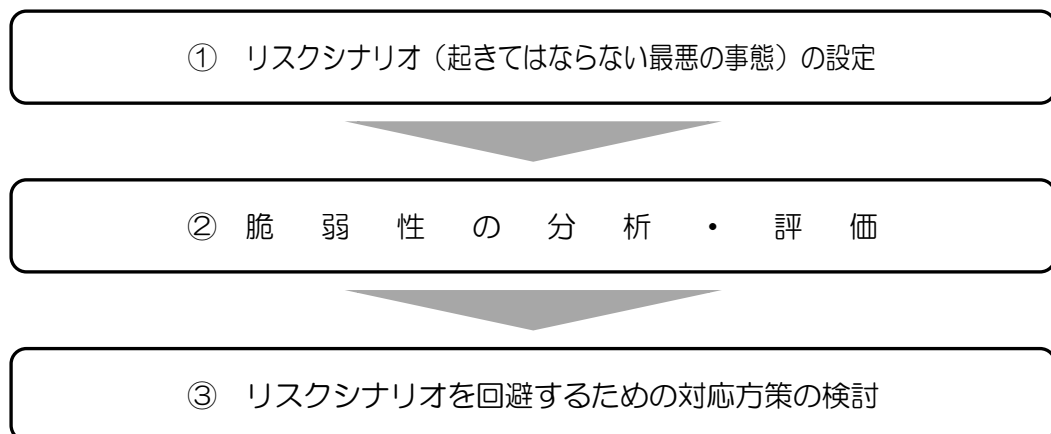
## 第4章 脆弱性評価

### 1 脆弱性評価の考え方

脆弱性評価は、大規模自然災害による甚大な被害を回避するために、現在の施策で足りるのかどうか、どこに弱点・問題点があるのかを明らかにするために実施するものです。施策の現状分析・評価を行うことにより、本市における国土強靱化に必要な施策を効率的、効果的に実施することにつながることから、国土強靱化を推進する上で必要不可欠なプロセスとなります。

そのため、想定するリスクを踏まえ、事前に備えるべき目標ごとにリスクシナリオを設定し、リスクシナリオごとに脆弱性の分析・評価を行い、リスクシナリオへの対応方策を検討した上で、強靱化のための推進方針を策定します。

#### 脆弱性評価の流れ



## 第4章 脆弱性評価

### 2 「リスクシナリオ」・「施策分野」の設定

#### (1) リスクシナリオ

本計画では、8つの事前に備えるべき目標に基づき、次のとおり、31のリスクシナリオを設定しました。

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	地震による建物・交通施設等の倒壊による死傷者、自力脱出困難者の発生
		1-2	不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	大規模津波及び洪水等による多数の死傷者の発生
		1-4	異常気象（台風、集中豪雨）等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-5	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
		1-6	情報伝達の不備・途絶や防災意識の希薄等による避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等の迅速な対応	2-1	避難所等での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地区等の同時発生
		2-3	消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
		2-5	想定を超える長期の帰宅困難者への食料・飲料水等の供給不足
		2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-7	避難所等における感染症等の大規模発生
3	必要不可欠な行政機能の確保	3-1	市の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスの確保	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
5	経済活動の機能維持	5-1	供給連鎖（サプライチェーン）の寸断等による市内企業の経済活動の停滞
		5-2	基幹的交通ネットワークの機能停止
		5-3	食料等の安定供給の停滞
6	ライフラインの確保と早期復旧	6-1	市民の生活・経済活動の維持に必要な電力や石油等の供給の停止
		6-2	上水道の長期間にわたる供給停止
		6-3	汚水処理施設の長期間にわたる機能停止
		6-4	地域交通ネットワークが分断する事態



事前に備えるべき目標		リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	
7	二次災害の拡大防止	7-1	市街地での大規模火災の発生
		7-2	ダム、調整池等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-3	有害物質等の大規模拡散・流出
		7-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8	地域社会・経済の迅速な復旧・復興	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	土木施設等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	地域コミュニティの機能不全、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失
		8-5	被災者の住宅確保等の遅延により生活再建が遅れる事態

【参考】県のリスクシナリオのうち、本計画で設定しなかったリスクシナリオ

事前に備えるべき目標	県のリスクシナリオ	設定しなかった理由
3 必要不可欠な行政機能の確保	被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化	県所管のため、設定見送り
	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発	県所管のため、設定見送り
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスの確保	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	「4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止」に統合
5 経済活動の機能維持	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要な電力、石油等の供給の停止	「6-1 市民の生活・経済活動の維持に必要な電力や石油等の供給の停止」に統合
	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等による基幹産業の機能停止	「5-1 供給連鎖（サプライチェーン）の寸断等による市内企業の経済活動の停滞」、 「6-1 市民の生活・経済活動の維持に必要な電力や石油等の供給の停止」に統合
7 二次災害の拡大防止	海上・臨海部の広域複合災害の発生	県等広域施策のため、設定見送り
	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺	「1-1 地震による建物・交通施設等の倒壊による死傷者、自力脱出困難者の発生」、 「6-4 地域交通ネットワークが分断する事態」に統合
	風評被害等による茨城県経済等への甚大な影響	県等広域施策のため、設定見送り
8 地域社会・経済の迅速な復旧・復興	常磐線や高速道路網、漁港、空港等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	「5-2 基幹的交通ネットワークの機能停止」に統合
	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態	「1-4 異常気象（台風、集中豪雨）等による広域かつ長期的な市街地等の浸水」に統合

(2) 施策分野

「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」に陥らないために必要な施策については、総合計画において位置付けられている施策分野を表示し、総合計画との関連性を明らかにします。

また、各目的の早期の実現を図るため、「横断的分野」を設定し施策同士の効率的・効果的な組み合わせを明らかにします。

【総合計画における施策分野】

- ① 福祉・医療 「健やかで安心して暮らせるまち」
- ② 教育・文化 「人と文化をつくるまち」
- ③ 産業 「活力ある産業のまち」
- ④ 都市基盤 「都市機能が充実したまち」
- ⑤ 生活環境 「安全で環境にやさしいまち」
- ⑥ 協働 「みんなで築くまち」

【横断的分野】

- ① リスクコミュニケーション（市民との防災意識の共有に係る施策）
- ② 長寿命化（公共施設の適切な維持管理、更新に係る施策）

## 第5章 脆弱性の評価と施策の推進方針

この章では、リスクシナリオごとに脆弱性評価の結果と施策の推進方針を示します。  
 なお、推進方針に基づき実施する具体的事業については、別に設定します。

【次ページ以降の表の見方】

左ページ

1. 直接死を最大限防ぐ
<b>目標1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られること</b>
1-1 地震による建物・交通施設等の倒壊による死傷者、自力脱出困難者の発生
<b>脆弱性の評価</b>
【住宅・建物の耐震化】 ○住宅等、建物の耐震化については、国・県と連携しながら耐震化への取り組みを支援し、耐震化を進める必要がある。 ○ブロック等倒壊による事故を未然に防止し、災害時の緊急車両等の通行
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;">脆弱性の評価</div>
【消防力の充実】 ○都市構造、災害態様の変化に合わせた適正な消防力（消防施設、消防車両・消防用資機材及び人員）の増強を図るため、常備消防を強化する必要がある。 ○各種災害に迅速かつ的確な対応を行うため、今後とも消防車両や消防活動資機材の計画的な整備が必要である。 ○市民からの119番通報に迅速的確に対応し、出場から現場活動までの一連の動きをスムーズに行える体制及び無線機器システムの充実強化を図る必要がある。

右ページ

施策分野 福祉・医療 経済・文化 産業 都市環境 生活環境 防災	
<b>施策の推進方針</b>	
【住宅・建物の耐震化】 ●「日立市耐震改修促進計画」（目標：令和2年度の住宅・建物の耐震化率95%）に基づき、既存建物の耐震化を促進する。 ●「建物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、耐震診断が義務付けられた大規模建物において、早期の耐震化に向けた建物所有者への指導・支援を行う。	
●個人として ●小・中規模 ●適正 ●緊急	●空き家を地域資源と捉えて利活用を促進することを基本的な方針とし、活用の目的が立たない空き空き家については、取り壊してその跡地の利活用を促す。
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;">施策の推進方針</div>	
【消防力の充実】 ●消防署所の適正な維持管理及び計画的かつ適正な配置により、市民に安全・安心を提供するとともに、消防機能を拡充し、あらゆる災害に迅速に対応する体制の確保を図る。 ●あらゆる災害に対応できる消防車両及び活動資機材を計画的に整備するとともに、消防隊員の対応力強化を図る。 ●119番受番時の適切な情報収集及び迅速、正確な情報伝達が進められるため、指令勤務員の能力向上を図るとともに、指令台で使用する基礎データの充実、更新を行い、最新の情報が対応する。 ●音声による119番通報が困難な聴覚・言語機能に障害のある人が円滑に消防署に通報できるよう、令和元年10月に「Net119緊急通報システム」を運用開始しており、適正な運用と普及啓発を図る。 ●市内在住外国人への対応として、多言語コールセンターを介した三者間同時通訳による119番多言語対応を運用開始しており、本サービス活用により、迅速・的確に対応する。	

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 地震による建物・交通施設等の倒壊による死傷者、自力脱出困難者の発生

脆弱性の評価

1 住宅・建築物の耐震化

- ①住宅・建築物の耐震化については、既存建築物の倒壊等の被害を未然に防止し、市民の生命及び財産を保護するため、耐震化への取組をより一層支援し、耐震診断及び耐震改修の実施を促進する必要がある。
- ②ブロック塀等の倒壊による事故を未然に防止し、災害時の緊急車両等の通行を確保するため、倒壊等の危険性があるブロック塀等の除却などの改善を進める必要がある。

2 空き家対策

- ①空き家については、倒壊による死傷者の発生や道路寸断の可能性があるため、適切に管理されていない空家等について、除去や適切な管理の指導等の対策を進める必要がある。

3 消防力の充実

- ①都市構造、災害態様の変化に応じた適正な消防力（消防施設、消防車両・消防用資機材及び人員）の増強を図るため、常備消防を強化する必要がある。
- ②各種災害に迅速かつ的確な対応を行うため、今後とも消防車両や消防活動資機材の計画的な整備が必要である。
- ③119番通報に迅速的確に対応し、出場から現場活動までの一連の動きをスムーズに行える体制及び無線機器システムの充実強化を図る必要がある。

施策分野								
福祉・医療	教育・文化	産業	都市基盤	生活環境	協働	リスクコミュ	長寿命化	
施策の推進方針								

### 1 住宅・建築物の耐震化

- ①「日立市耐震改修促進計画」に基づき、既存建築物の耐震化を促進する。
  - ・「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、耐震診断が義務付けられた大規模建築物について、早期の耐震化に向けた建物所有者への指導・助言を行う。
  - ・所有者等に対して、耐震化の重要性について普及啓発を行うとともに国・県と連携して耐震化の促進を図る。
  - ・戸建て木造住宅の耐震化を促進するため、安全・安心・住まいる助成事業の利用促進を図る。
- ②小・中学校の通学路及び緊急輸送道路について、ブロック塀等の安全対策が必要な避難路として指定し、避難路に面する危険ブロック塀等の除却などの改善を支援する。

### 2 空き家対策

- ①適切な管理がなされていない空家等について、所有者等への情報提供、助言・指導等を行い、安全な生活環境の保全を図る。
  - ・空家等対策の推進に関する特別措置法、日立市空家等対策の推進に関する条例及び日立市空家等対策計画に基づき適切な措置を講じ、市民の生命、財産の保護及び生活環境の保全を図る。
  - ・空き家を地域資源と捉えて利活用を促進することを基本的な方針とし、活用の目処が立たない老朽空き家については、取り壊してその跡地の利活用を促す。

### 3 消防力の充実

- ①消防署所の適正な維持管理及び計画的かつ適正な配置により、市民に安全・安心を提供するとともに、消防機能を拡充し、あらゆる災害に迅速に対応する体制の確保に努める。
- ②あらゆる災害に対応できる消防車両及び消防活動資機材を計画的に整備するとともに、消防職員の対応力強化に努める。
- ③119番受信時の適切な情報収集及び迅速、正確な情報伝達が極めて重要なため、指令勤務員の能力向上を図るとともに、指令台で使用する基礎データの充実、更新を行い、最新の情報で対応する。
  - ・音声による119番通報が困難な聴覚・言語機能に障害のある人が円滑に消防署に通報できるよう、令和元年10月に「Net119緊急通報システム」を運用開始しており、適正な運用と普及啓発を図る。
  - ・在住外国人への対応として、多言語コールセンターを介した三者間同時通訳による119番多言語対応を運用開始しており、本サービス活用により、迅速・的確に対応する。

脆弱性の評価

4 地域防災力の充実・強化

- ①消防団は、災害時に地域の要請に応じて大きな機動力となることが期待されているため、安全確保や情報伝達のための装備、救助活動用資機材等の充実を図る必要がある。
- ②消防団員数の減少等により、地域防災力の低下が懸念されているため、団員数を確保するとともに、活動しやすい環境を整える必要がある。
- ③災害発生時に市民が自ら安全を確保し、地域で対応できる体制を整えるため、平時から市民一人一人が防災知識の習得に努めるとともに、自主防災組織等の地域防災力を向上させる必要がある。
- ④学校等において、発達の段階に応じた防災教育を推進し、地域との連携・協働体制を構築し、学校等を地域の核とした地域防災力の向上を図る必要がある。

5 緊急輸送道路等の整備

- ①幹線道路の慢性的な交通渋滞の緩和や大規模災害時に避難や救助・救援活動、物資供給を円滑に行うため、近隣市村との広域的な連携を強化し、道路ネットワークを整備する必要がある。
- ②狭あい道路は消火活動や救急活動、災害時の避難の妨げになる可能性があることから、緊急車両が通行不能な狭あい道路の拡幅を促進する必要がある。
- ③橋梁や横断歩道橋について、国から示された「橋梁長寿命化修繕計画」等に基づき、適正な維持管理を行う必要がある。
- ④倒木による道路通行止めや路面損傷、道路の見通し不良等を防止するため、街路樹の適正な維持管理を行う必要がある。
- ⑤地震や強風による電柱等の倒壊による道路寸断を防止するため、緊急輸送道路等の無電柱化を進める必要がある。
- ⑥地下に埋設された上下水道管路施設及び雨水排水路の損壊による路面損傷等を防ぐため、適正な維持管理を行う必要がある。

6 公共施設等の耐震化・長寿命化

- ①高度経済成長期に整備された公共施設の老朽化が見込まれることから、「日立市公共施設マネジメント基本方針」に基づき、公共施設等の安全性を確保するための適切な維持管理等を行う必要がある。

## 施策の推進方針

### 4 地域防災力の充実・強化

- ① 地域防災の中核を担う消防団について、活動のPRや消防団に対する市民理解の促進を図るとともに、県や関係団体と連携して加入の働きかけを強化する。
- ② 消防団の機能強化を図るため、災害様態の多様化に対応した車両や活動用資機材、ライフジャケット等の安全確保装備の充実強化を図る。
- ③ 市民の防災知識の習得及び地域防災力の向上を図るため、消防機関と連携しつつ、防災訓練内容の指導や講習会の講師派遣等の必要な支援を行う。
  - ・ 自主防災組織等の各団体の活動に対する支援を積極的に行い、自主防災組織等の活性化と地域防災を担う人材育成を図る。
- ④ 学校等が防災力強化と地域連携を図るため、地域と連携した避難訓練や保護者と連携した引渡し訓練等を行い、緊急時にも適切に対応できる防災教育を継続的に実施する。

### 5 緊急輸送道路等の整備

- ① 慢性的な交通渋滞の緩和のための新たな道路ネットワークの整備や、災害発生後であっても、道路の損壊により復旧・復興が大幅に遅れることなく早期復旧を図れるよう、国道・県道・市道を拡幅するなどの整備を国・県・関係自治体と連携して促進する。
- ② 市内には緊急車両が通行不可能な狭あい道路が多く存在することから、拡幅整備（幅員4～5m）を行い、地域住民の生活環境の向上を図る。
- ③ 市が管理する舗装道路について、「日立市舗装修繕整備計画」に基づき、路面が劣化し車両及び歩行者の通行に支障をきたしている箇所の舗装整備を行う。
  - ・ 道路の維持修繕に関する省令・告示の制定により義務付けられた、2m以上の全ての橋梁について、5年に1回の点検を計画的、継続的に行い、道路交通の安全性、信頼性を確保する。
  - ・ 「日立市橋梁長寿命化修繕計画」や「日立市横断歩道橋維持管理計画」に基づく維持補修を早期に進めるほか、主要な道路における橋梁の計画的な維持管理を図る。
- ④ 街路樹の倒木による道路寸断や見通し不良等を防ぐため、伐採や剪定等、街路樹の適正な維持管理に努め、歩行者及び車両交通等の安全性向上を図る。
- ⑤ 電柱等の倒壊による道路寸断等を防ぐため、必要性を勘案しつつ、計画的に無電柱化の整備を検討する。
- ⑥ 緊急輸送道路に埋設された上下水道管路施設及び雨水排水路の損壊に起因した道路陥没等を防ぐため、老朽化対策や耐震化を推進する。

### 6 公共施設等の耐震化・長寿命化

- ① 「日立市公共施設マネジメント基本方針」に基づき、全庁的な視点で公共施設等の耐震化や長寿命化等を推進する。



1-2 不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

脆弱性の評価

1 火災予防対策の推進

- ①火災の発生防止や火災が発生した場合の通報、初期消火、安全避難等の活動を誰もが速やかに行えるよう、火災予防に対する知識と理解を深める必要がある。
- ②大規模店舗、病院、社会福祉施設、学校、工場等の多くの人々が入りし、利用する事業所等の施設は、一旦火災が発生すると大規模化する危険性が高く、社会的に与える影響も大きいことから、防火管理者を始めとする事業所等の関係者に対する指導を強化する必要がある。
- ③危険物施設等における火災は、甚大な被害を及ぼす可能性があり、日頃から安全性を確保する必要がある。

2 消防力の充実（再掲 1-1-3）

3 消防水利の整備

- ①消火栓や防火水槽の計画的な整備を進め、消防水利の充実を図る必要がある。
- ②大規模地震等の災害の際には、消火栓が使用不能となることが予想されるため、防火水槽の耐震化等を進める必要がある。



【南部消防署】



【津波・大規模風水害対策車】



施策分野							
福祉・医療	教育・文化	産業	都市基盤	生活環境	協働	リスクコミュ	長寿命化
施策の推進方針							

### 1 火災予防対策の推進

- ①春、秋の火災予防運動を始め、危険物安全週間の実施、各種防火イベントの開催や市報、ケーブルテレビ、インターネット等を活用した広報活動により、市民の防火意識の高揚と防火思想の普及啓発を推進する。
- ②事業所等の火災予防のため、防火対象物や危険物施設への立入検査を定期的に行い、違反是正指導を徹底し、安全確保に努める。
- ③地震や浸水による大規模停電復旧時の通電火災を防止するため、その危険性と予防対策について広報活動を推進する。

### 2 消防力の充実（再掲 1-1-3）

### 3 消防水利の整備

- ①火災等の災害時に適切に消防水利を使用できるよう、消防水利の定期的な調査を継続的に実施し、施設の安全確保と維持管理に努める。
- ②老朽化した防火水槽及び容量 40 m<sup>3</sup> 未満の消防水利基準不適合防火水槽について、優先順位を明確にし、更新及び耐震化を図る。
  - ・老朽化した消火栓（口径 150mm 未満）の更新や新設を推進する。



【防災訓練（地震体験車）】



【防災訓練（降雨体験車）】

1-3 大規模津波及び洪水等による多数の死傷者の発生

脆弱性の評価

1 河川・海岸施設の整備・維持管理の強化等

- ①今後、気候変動による降雨量の増大が予想されるため、水害の頻発化、激甚化に備え、国・県との連携により、計画的に河川の改修を行う必要がある。
- ②茨城県が進めている日立市海岸部の津波対策事業に合わせて、事業区間に流入する日立市管理河川の津波遡上対策を検討し、護岸嵩上や護岸改修等の対策工事を実施する必要がある。
- ③河川護岸や排水路及び海岸施設が老朽化し、洗掘による護岸等の倒壊や道路に埋設している雨水渠の破損による道路陥没のおそれがあることから、河川及び雨水排水路及び海岸施設を改修する必要がある。
- ④津波や高潮による市街地の浸水を防護するため、水門の自動化等防護施設の改良を進める必要がある。

2 緊急避難場所の確保

- ①津波や洪水想定区域において高台等の避難場所が少なく、市の指定する避難所まで距離がある地域について、緊急避難が可能な避難場所を整備する必要がある。

3 避難所の確保、運営体制等の整備

- ①安全な避難所の整備に努めるとともに、市民に対し、避難所（施設名、位置）の周知を図る必要がある。
- ②避難所の運営体制の整備や災害情報等を効果的に受発信できる環境を整備する必要がある。

施策分野								
	福祉・医療	教育・文化	産業	都市基盤	生活環境	協働	リスクコミュ	長寿命化
施策の推進方針								
<p><u>1 河川・海岸施設の整備・維持管理の強化等</u></p> <p>①国・県が管理する河川の早期の改修と維持管理の強化を働き掛けるとともに、市管理河川の整備を推進する。</p> <p>②引き続き、市管理河川の津波防護施設整備を推進する。</p> <p>③洗掘による護岸等の破壊を防止するため、河川及び雨水排水路、海岸施設の改修を推進する。</p> <p>④津波や高潮による市街地の浸水を防止するため、津波防護施設の整備を県に要請し、水門の自動化と遠隔操作化を図るとともに、海岸部における円滑な避難を支援するため、避難路や避難階段の整備を検討する。</p>								
<p><u>2 緊急避難場所の確保</u></p> <p>①津波や洪水想定区域において、津波到達や浸水までに時間的猶予がない場合等に緊急避難するための避難施設の整備や施設改修等を推進する。</p>								
<p><u>3 避難所の確保、運営体制等の整備</u></p> <p>①十分な避難所数を確保するとともに、ホームページや市報、標識の設置、防災マップ、ハザードマップ等により避難所の周知徹底を図る。</p> <p>②避難者をスムーズに避難所に受け入れられるよう、避難所運営マニュアル等に基づき、避難所担当職員の訓練や備品等の適切な配置を行うとともに、地域住民や施設管理者等による避難所運営体制の整備を図る。</p> <p>・避難所等の防災拠点において、災害時に無料で利用できるWi-Fi等ICT環境の整備を推進する。</p>								

脆弱性の評価

4 災害情報の収集、伝達体制の確保

- ①災害時における防災関係機関相互の迅速かつ的確な情報の収集・伝達体制をあらかじめ確立しておく必要がある。
- ②災害対策本部、避難所等の防災拠点相互の迅速かつ的確な情報の収集・伝達体制をあらかじめ確立しておく必要がある。
- ③情報通信の麻痺に備えつつ、災害時に市民が迅速かつ的確に避難できるよう、多様な媒体による伝達手段の確保が必要である。
- ④防災行政無線について、アナログ電波からデジタル電波への対応を検討するとともに、代替機又は無線以外の伝達手段として、スマートフォン向け日立市地域情報アプリ等、新たなものを検討する必要がある。

5 防災意識の向上

- ①市報、ケーブルテレビ、ラジオ等を活用し、市民の防災知識の向上と防災への関心を高める効果的な情報発信と普及啓発を図る必要がある。
- ②津波・洪水被害や土砂災害が発生する危険性の高い場所（ハザードマップ内）に居住する住民においては、自らの判断で行動できるよう防災対策や身近な危険を確認・把握してもらう必要がある。



「ひたちナビ」は  
「ひたちナビ」のスマートフォン  
版（ひたちナビ）のアプリ



iPhone



Android

【スマートフォン向けアプリ「ひたちナビ」】



【市報（令和2年8月5日号）】



施策の推進方針

4 災害情報の収集、伝達体制の確保

- ①各防災関係機関、防災拠点が整備・保有している通信連絡手段を効果的に運用し、災害情報を収集・伝達できる体制を確立する。
- ②災害監視カメラの導入等により、災害危険箇所の状況を迅速に収集・提供できる体制の確立を図る。
- ③防災行政無線のデジタル化を検討するとともに、防災行政無線を始め、緊急速報メール、ホームページ、安全安心メール、SNS、広報車両等市民への多様な情報伝達手段を確保し、迅速かつ的確な情報の発信に努める。
- ④スマートフォン向けアプリ『ひたちナビ』の活用による防災情報の伝達等、災害情報時の広報手段の強化を図る。

5 防災意識の向上

- ①パンフレットやリーフレットの作成、市報への掲載、ケーブルテレビ、ラジオ等による情報発信により、市民の防災知識及び防災意識の向上を図る。
  - ②ハザードマップ内に居住する住民に対し、安全な自主避難を意識付けるための避難行動計画（マイ・タイムライン）作成や講習会等の開催に努める。
- ・地域住民が身近な危険を把握できるよう、危険箇所マップの作成を推進する。



【避難階段】



【津波監視カメラ】

1-4 異常気象（台風、集中豪雨）等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

脆弱性の評価

1 河川の改修

- ①気候変動による降雨状況の変化等に起因する浸水被害が発生しているため、河川を整備し、被害の抑制を図る必要がある。



2 雨水対策の推進

- ①浸水被害を軽減するため、雨水排水施設について河川管理者と連携して整備に取り組むとともに、雨水流出抑制機能の確保や計画的な長寿命化対策を進める必要がある。



3 避難所の確保、運営体制等の整備（再掲 1-3-3）



4 災害情報の収集、伝達体制の確保（再掲 1-3-4）



1-5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

脆弱性の評価

1 地盤の安全性対策

- ①市内に存在する大規模盛土造成地の状況を調査し、盛土の安定性を確認することにより、災害に強いまちづくりを推進する必要がある。



2 土砂災害防止対策

- ①土砂災害防止施設（砂防施設、急傾斜地崩壊防止施設等）について、国及び県への働き掛けなどを行い、整備する必要がある。  
②道路法面の落石・崩壊による被害発生を防ぐため、国が定めた基準による点検を実施し、適正に維持管理する必要がある。



3 防災意識の向上（再掲 1-3-5）



施策分野							
福祉・医療	教育・文化	産業	都市基盤	生活環境	協働	リスクコミュ	長寿命化
施策の推進方針							
<p><u>1 河川の改修</u></p> <p>①引き続き準用河川及び普通河川の計画的整備を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>河川管理者だけではなく河川流域全体の関係者が協働して水害を軽減させる流域治水対策を推進する。</li> <li>土砂の堆積及び樹木の繁茂により、流下能力が低下している河川について、浚渫を実施する。</li> </ul>							
<p><u>2 雨水対策の推進</u></p> <p>①「日立市公共下水道雨水基本構想」及び「日立市公共下水道ストックマネジメント計画」に基づき、雨水排水施設の整備・改築を進め、市街地の浸水被害の軽減を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>浸水被害等の実績により、局所的な雨水排水施設の整備・改築を進め、浸水被害の軽減を図る。</li> <li>老朽化が著しい雨水排水施設について、計画的な修繕・更新を図る。</li> <li>個人住宅の浸水対策の推進のため、安全・安心・住まいる助成事業の利用促進を図る。</li> </ul>							
<p><u>3 避難所の確保、運営体制等の整備（再掲 1-3-3）</u></p>							
<p><u>4 災害情報の収集、伝達体制の確保（再掲 1-3-4）</u></p>							

施策分野							
福祉・医療	教育・文化	産業	都市基盤	生活環境	協働	リスクコミュ	長寿命化
施策の推進方針							
<p><u>1 地盤の安全性対策</u></p> <p>①盛土の安定性を確認すべき造成地について、簡易地盤調査や地下水位調査等を実施し、その結果を基に学識経験者との協議等を踏まえた上で、総合的な評価による宅地耐震化を推進するための計画を策定する。</p>							
<p><u>2 土砂災害防止対策</u></p> <p>①土砂災害による人的被害を防止するため、国及び県と連携し、土砂災害防止施設（砂防施設、急傾斜地崩壊防止施設等）の整備を促進する。</p> <p>②土留め構造物の老朽化や自然現象に起因した崩落等による道路利用者への被害を防止するため、市管理道路の法面について、国が定めた基準による点検を実施し、対策が必要な箇所の整備を図る。</p>							
<p><u>3 防災意識の向上（再掲 1-3-5）</u></p>							

1-6 情報伝達の不備・途絶や防災意識の希薄等による避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生

脆弱性の評価

1 災害情報の収集、伝達体制の確保（再掲 1-3-4）



2 避難行動要支援者等への対策

- ①災害時の避難に支援を要する避難行動要支援者の安全を確保するため、避難行動要支援者名簿の充実や名簿を活用した情報伝達・避難誘導といった避難支援対策を確立する必要がある。
- ②福祉施設における避難行動要支援者の安全を確保するため、施設管理者と連携し、避難支援対策を確立する必要がある。



3 外国人への情報発信・安全確保

- ①在住外国人の安全な生活を支援・確保するため、外国人に配慮した多言語による情報発信等を行う必要がある。



4 広域連携体制の整備

- ①災害時に本市単独で十分な応急復旧活動ができない場合に備えるため、相互応援協定の締結拡充等、市町村等との連携強化を図る必要がある。





施策分野							
福祉・医療	教育・文化	産業	都市基盤	生活環境	協働	リスクコミュ	長寿命化
施策の推進方針							
1 災害情報の収集、伝達体制の確保（再掲 1-3-4）							
2 避難行動要支援者等への対策							
<p>①町内会、自主防災組織、民生委員等地域支援者の理解・協力を得ながら、避難行動要支援者の支援体制の構築を推進する。</p> <p>・避難行動要支援者名簿を基に、要支援者一人一人の特性に合わせた個別計画の策定を促進するとともに、平時から安否確認訓練を実施するなど、地域における避難行動要支援者の支援体制の強化を推進する。</p> <p>②要配慮者が利用する施設の所有者又は管理者に、洪水・土砂災害における防災体制や訓練の実施に関する事項を定めた「避難確保計画」を作成することについて周知徹底を図る。</p>							
3 外国人への情報発信・安全確保							
<p>①避難所や在宅の外国人等の安全な生活を支援するため、国が策定したガイドラインをやさしい日本語及び多言語に翻訳して公開・周知するほか、在住外国人及び支援者向け防災訓練・研修会の開催や外国人旅行者向け災害情報提供アプリ「Safety tips」の普及啓発の実施等、外国人への情報提供媒体の多重化・多言語化を図る。</p>							
4 広域連携体制の整備							
<p>①大規模災害に備え、災害時における相互応援協定の締結拡充等により、市町村間の相互応援体制や関係機関との協力体制の一層の強化を図る。</p>							



【被災地への支援物資】

2 救助・救急、医療活動等の迅速な対応

2-1 避難所等での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

脆弱性の評価

1 緊急輸送体制の整備

- ①物資等の輸送手段として現在市が保有している車両の円滑かつ効率的な運用を図るとともに、車両構成について長期的な観点から検討し、輸送力の確保に努める必要がある。
- ②災害時における物資の輸送等について、民間物流のノウハウを活用し、円滑な物資輸送が実施できる体制を構築する必要がある。
- ③海上からの物資輸送ルートを確実に確保するため、拠点となる港湾等の耐震化や道路防災対策を進める必要がある。

2 緊急輸送道路等の整備（再掲 1-1-5）

3 非常用物資の確保

- ①災害時に食料、飲料水、生活必需品等を速やかに供給するため、計画的に物資の備蓄を進めるとともに、計画的な入れ替えにより、品質管理及び機能の維持を図る必要がある。
- ②非常用物資の備蓄量について、国の方針がおおむね3日分から1週間分に改められたことにより、現状の防災備蓄倉庫では備蓄スペースが不足するため、広域拠点となる備蓄倉庫を整備する必要がある。
- ③民間企業等との災害時応援協定の締結の拡充により、流通備蓄の確保を図る必要がある。

	施策分野						
	福祉・医療	教育・文化	産業	都市基盤	生活環境	協働	リスクコミュ
施策の推進方針							
<p><u>1 緊急輸送体制の整備</u></p> <p>①物資等の輸送に必要な緊急輸送車両について、市有車両の活用のほか、民有車両の借上げ、県への幹旋等により増強し、緊急出動できるよう管理や体制を整備する。</p> <p>②災害時の物資輸送を円滑に行うため、協定を締結している（一社）茨城県トラック協会日立支部と日頃から連携強化に努め、協力体制を構築しておく。</p> <p>③災害後の経済活動を支える海上輸送ルートの維持を図るため、耐震強化岸壁の整備等、港湾施設の耐震性能等の強化を推進する。</p>							
<p><u>2 緊急輸送道路等の整備（再掲 1-1-5）</u></p>							
<p><u>3 非常用物資の確保</u></p> <p>①各指定避難所の防災備蓄倉庫の備蓄品や資機材について、定期的な更新・点検を行う。</p> <p>②食料や飲料水の備蓄量の目安が3日分から1週間分に増量されたことに伴う、増加分の備蓄品を保管する防災備蓄拠点倉庫の整備を図る。</p> <p>③事業所や団体等との災害時応援協定等の締結の拡充により、災害時に必要となる物資の調達に努める。</p>							

脆弱性の評価

4 家庭内備蓄の推奨

- ①各家庭において、1週間分程度の食料・飲料水等を備蓄することについて意識の啓発を図る必要がある。

5 応急給水体制の確保

- ①災害により広範囲な断水が発生したときに、迅速かつ適切な応急給水活動が行えるよう、給水車、応急給水タンク及び非常用飲料水袋等を確保しておく必要がある。
- ②災害時に飲料水等を確保するため、利用可能な井戸の確保に努めるとともに、普段活用されていない井戸についても、代替施設として利用を図る必要がある。

6 水道施設の耐震化等

- ①災害発生時の水道水供給の長期停止を防ぐため、「日立市上下水道事業経営戦略」に基づき、老朽化した主要管路の更新及び耐震化や、浄水施設の更新を推進する必要がある。



【給水車、給水タンク、非常用飲料水袋】

施策の推進方針

4 家庭内備蓄の推奨

- ① ホームページや市報、各種防災イベント等のあらゆる機会を通じ、市民に対し、1週間程度の食料、飲料水等の家庭内備蓄を呼び掛ける。

5 応急給水体制の確保

- ① 災害により水道施設が被害を受け断水した際には、「日立市企業局水道事業受援計画」に基づき、市内30か所に応急給水場所を設置し、応急給水タンクから飲料水を供給する。また、給水活動の円滑化を図るため、非常用飲料水袋等を確保する。
- ② 災害時に利用できる水源として、市民が所有する井戸等の調査を行うとともに、定期的に水質検査を行う。

6 水道施設の耐震化等

- ① 「日立市上下水道事業経営戦略」に基づく管路や浄水施設の更新及び耐震化整備について、今後も着実に実施する。



【水道管路耐震化等工事】



2-2 多数かつ長期にわたる孤立地区等の同時発生

脆弱性の評価

1 道路啓開体制の整備

①災害時の円滑な道路啓開に向けて、平時より建設業者等との協定締結等により、連携体制を強化しておく必要がある。

2 災害情報の収集、伝達体制の確保（再掲 1-3-4）

3 緊急輸送道路等の整備（再掲 1-1-5）

4 自主防災組織の充実

①地域の自主防災組織の活性化を推進するため、必要な資機材の配備や研修を開催し、引き続き必要な支援を行う必要がある。

5 家庭内備蓄の推奨（再掲 2-1-4）



【4車線化が進む国道6号（石名坂町）】



【4車線化が進む国道245号（水木町）】

施策分野							
福祉・医療	教育・文化	産業	都市基盤	生活環境	協働	リスクコミュ	長寿命化
施策の推進方針							
1 道路啓開体制の整備							
①道路、河川等が被災した際には、応急復旧工事に関する協定を締結している日立市建設業協会と連携し、復旧工事を迅速かつ的確に実施できる体制を確立する。							
2 災害情報の収集、伝達体制の確保（再掲 1-3-4）							
3 緊急輸送道路等の整備（再掲 1-1-5）							
4 自主防災組織の充実							
①地域の自主防災組織の活動の活性化を推進するため、地域の特性に応じた資機材の配備等引き続き必要な支援を行う。							
5 家庭内備蓄の推奨（再掲 2-1-4）							



【防災訓練指揮隊】



【普通救命講習会】



2-3 消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

脆弱性の評価

1 消防広域応援体制の整備

①大規模災害時には、消防部隊が不足することも想定されることから、近隣市町村等との広域消防相互応援協定の実効性の確保を図るとともに、応援及び受援対応の相互連携の強化を図る必要がある。



2 消防職員の災害対応能力の向上

①過酷な災害現場において消防活動を迅速かつ的確に実施するため、実戦的な訓練を通じた対処技術の向上等、消防職員の災害対応能力の向上を図る必要がある。



3 消防力の充実（再掲 1-1-3）



4 地域防災力の充実・強化（再掲 1-1-4）



5 救急救助体制の充実・強化

①救急救命士の処置範囲の拡大（気管挿管、薬剤投与、心肺停止前の輸液、低血糖傷病者へのブドウ糖投与等）に伴い、救急救命士の役割が更に重要となっているため、計画的に人材養成を図る必要がある。

②救命士の高度な救急業務に対応するため、処置に必要な救急資機材を整備する必要がある。

③AED（自動体外式除細動器）については幅広く浸透してきているが、できるだけ多くの市民に応急手当の知識や技術を身に付けてもらうことが望ましいため、資機材の確保や啓発活動を行う必要がある。



	施策分野							
	福祉・医療	教育・文化	産業	都市基盤	生活環境	協働	リスクコミュ	長寿命化
施策の推進方針								
1	<u>消防広域応援体制の整備</u>							
	<p>①近隣市町村等との広域消防相互応援協定や「茨城県広域消防相互応援協定」に基づき、近隣市町村等からの応援や広域応援を円滑に迎え入れるための受援体制の整備を図る。</p>							
2	<u>消防職員の災害対応能力の向上</u>							
	<p>①各種研修体制の充実を図るとともに、緊急消防援助隊及び防災関係機関との合同訓練や各種防災訓練の実施等により、消防職員の災害対応能力の向上を図る。</p>							
3	<u>消防力の充実（再掲 1-1-3）</u>							
4	<u>地域防災力の充実・強化（再掲 1-1-4）</u>							
5	<u>救急救助体制の充実・強化</u>							
	<p>①救急救命士の処置範囲拡大に伴う救急業務の高度化への対応や、傷病者の高齢化の進展による救急活動時間の延伸に伴う救命率の低下を防止するため、現有の専従救急救命士 54人体制を維持する。</p> <p>②救急活動の高度化に対応した最新式の資機材等を導入し、隊員の救命処置技術及び救命率の向上に努める。</p> <p>③市民のAEDによる心肺蘇生術は浸透してきているが、さらに市民による心肺蘇生実施率及びAED施行率を向上させるための啓発活動が展開できるよう、応急手当普及啓発用資機材の充実に努める。</p>							

2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

脆弱性の評価

1 災害時における燃料の確保

- ①災害発生時に、石油販売事業者との協定に基づき、救助・救急活動を行う緊急車両等（災害応急対策車両）や病院等に優先給油がスムーズに行われるよう、供給体制の整備充実を図る必要がある。
- ②活動に必要な燃料を確保するため、災害時応援協定の締結等により、民間事業者等との協力体制を充実させる必要がある。

2 災害時における電力の確保

- ①災害時における電力供給の途絶に備え、病院等医療機関及び福祉施設における燃料タンクや自家発電装置の設置等を促進する必要がある。
- ②長期間にわたる電気の供給停止時においても、家庭や事業所等で電気を確保するため、太陽光発電システムや蓄電池等の普及を促進する必要がある。

3 緊急輸送道路等の整備（再掲 1-1-5）

2-5 想定を超える長期の帰宅困難者への食料・飲料水等の供給不足

脆弱性の評価

1 帰宅困難者等の支援体制の整備

- ①帰宅困難者が帰宅する際に交通機関の輸送力には限界があることを踏まえ、徒歩帰宅者を支援する体制を整備する必要がある。
- ②帰宅困難者に対して、安否確認や災害関連情報等を提供するための体制を整備する必要がある。

2 事業所等における備蓄の促進

- ①事業所等においては、一時的に事業所内に従業員等を留めておくことが必要となることから、食料・飲料水等の緊急物資の備蓄（最低でも3日分）を促進する必要がある。

施策分野							
福祉・医療	教育・文化	産業	都市基盤	生活環境	協働	リスクコミュ	長寿命化
施策の推進方針							
<p><b>1 災害時における燃料の確保</b></p> <p>①石油販売事業者と締結している災害時の燃料の供給に関する協定が災害時において確実に機能するよう、平時から連携を強化しておく必要がある。</p> <p>②民間事業者や他自治体間での燃料の供給に関する協定締結の拡充を図る。</p>							
<p><b>2 災害時における電力の確保</b></p> <p>①医療機関及び福祉施設等において、燃料タンクや自家発電装置の設置等を促進する。 ・災害時における電力を確保するため、電力事業者との情報共有及び連携体制の強化を図る。</p> <p>②市民に新エネルギー（太陽光発電システム、燃料電池（エネファーム）、蓄電システム）の機器の設置費の一部を補助し、新エネルギーの普及を促進する。</p>							
<p><b>3 緊急輸送道路等の整備（再掲 1-1-5）</b></p>							

施策分野							
福祉・医療	教育・文化	産業	都市基盤	生活環境	協働	リスクコミュ	長寿命化
施策の推進方針							
<p><b>1 帰宅困難者等の支援体制の整備</b></p> <p>①帰宅困難者等の一時的な滞在場所の確保や食料・飲料水等の物資の備蓄を推進する。</p> <p>②帰宅困難者が家族等と安否確認を行えるよう、特設公衆電話やWi-Fi等の通信手段の整備を図る。</p>							
<p><b>2 事業所等における備蓄の促進</b></p> <p>①事業所等に対して、従業員等が確実に施設内待機できるよう、施設の安全確保や食料・飲料水等の備蓄の必要性について啓発する。</p>							

2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

脆弱性の評価

1 災害時の医療機能の確保

- ①大規模災害時における電力供給の途絶に備え、医療機関における自家発電装置の設置やその燃料等の備蓄に努める必要がある。
- ②災害等による負傷者の発生に対して、適切な救命医療が行われるよう、医療機関におけるネットワークの強化や県、その他関係機関と連携を強化していく必要がある。



2 災害拠点病院等の機能強化

- ①災害拠点病院である日立総合病院や第二次救急医療の中心的役割を担うひたち医療センターについて、医療活動が維持可能な体制の整備や医療従事者の確保を図る必要がある。



3 在宅医療・介護の連携強化

- ①医療と介護の両方を必要とする高齢者の増加が見込まれるため、災害時に対応可能な多職種（医療・介護・福祉等の関係機関）との連携体制を作る必要がある。



4 緊急輸送道路等の整備（再掲 1-1-5）



施策分野							
福祉・医療	教育・文化	産業	都市基盤	生活環境	協働	リスクコミュ	長寿命化
施策の推進方針							
<p><b>1 災害時の医療機能の確保</b></p> <p>①医療施設が災害時に機能不全に陥ることのないよう、自家発電装置の設置、燃料の備蓄、防災無線を始めとする通信機器の整備、災害対応マニュアルの作成等の防災体制の整備充実を図る。</p> <p>②県と連携し、大規模災害時等に派遣される国の災害派遣医療チーム（DMAT）等の受入について調整を図る。</p> <p>・大規模災害時における医療救護活動が円滑に行われるよう、（一社）日立市医師会、（一社）日立歯科医師会、（一社）日立薬剤師会、県、保健所等との連携により、初動医療体制及び救護活動体制の整備、医薬品の確保等を図る。</p>							
<p><b>2 災害拠点病院等の機能強化</b></p> <p>①災害拠点病院である日立総合病院や第二次救急医療機関として中心的な役割を担うひたち医療センターについて、電気、ガス、水道等のライフラインや医療従事者の確保、建物の耐震性の向上等に努める。</p>							
<p><b>3 在宅医療・介護の連携強化</b></p> <p>①多職種の実務者等による意見交換会・各種研修会の実施やネットワークの構築等により、連携体制の強化を図る。</p>							
<p><b>4 緊急輸送道路等の整備（再掲 1-1-5）</b></p>							



【日立総合病院】



【ひたち医療センター】



2-7 避難所等における感染症等の大規模発生

脆弱性の評価

1 感染症対策の推進

- ①災害時の感染症の発生・まん延を防止するため、平時から感染症対策を推進する必要がある。



2 避難所における感染症対策

- ①避難所における感染症の予防対策が必要である。
- ②災害時のトイレ対応としては、衛生環境を確保するため、し尿等の収集が不要であるマンホールトイレの整備を進める必要がある。



3 下水道施設の耐震化等

- ①下水道の目的である衛生環境の確保、公共用水域の水質保全の観点から、施設の耐震化など適正な維持管理による災害時の下水道機能の確保が必要である。
- ②地震等に強いとされる浄化槽については、使用者による適正な維持管理と老朽化した浄化槽等の更新を促す必要がある。



【マンホールトイレ整備】



【マンホールトイレ】



施策分野							
福祉・医療	教育・文化	産業	都市基盤	生活環境	協働	リスクコミュ	長寿命化
施策の推進方針							

### 1 感染症対策の推進

- ① 平時から適切な健康診断や予防接種の推進、感染症予防に関する啓発を行うなど、感染症対策を推進する。
- ・ 感染症の発生・まん延防止のため、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）」に基づく消毒や害虫駆除を必要に応じ実施できる体制を整備する。

### 2 避難所における感染症対策

- ① 避難所における感染症対策（新型コロナウイルス感染症への対応指針等）に基づき対応できる体制を確保する。
- ・ 避難所での感染症対策に万全を期すため、施設の消毒やマスク、消毒液、フェイスシールド、使い捨て手袋、段ボールベッド、パーティション、体温計等の必要な物資や資材の備蓄を促進する。
- ② 災害時のトイレ対応として、計画的に避難所等へのマンホールトイレの整備を推進する。

### 3 下水道施設の耐震化等

- ① 下水道施設（処理場・ポンプ場及び管路施設）の機能停止に伴う市民生活への影響を最小限にするため、老朽化対策や耐震化、津波対策を推進する。
- ② 下水道事業認可外区域の個人住宅に設置する合併処理浄化槽設置等に係る経費の一部を補助し、また公共浄化槽の適正な維持管理により、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全を図る。



【避難所に設置するパーティション、段ボールベット】



【職員訓練（避難所の受付）】

3 必要不可欠な行政機能の確保

3-1 市の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

脆弱性の評価

1 業務継続体制の整備

①市は、災害発生時に迅速な災害応急活動や復旧・復興の重要な役割を担い、業務の継続と早期復旧を図る必要があるため、「日立市業務継続計画」を定期的に見直すとともに、職員への周知を行う必要がある。



2 防災拠点等の機能確保

①防災拠点となる市役所や支所等について、耐震補強や改修等の施設の整備のほか、非常用発電や非常用通信の整備、燃料備蓄等を図る必要がある。  
②被害状況を早期に把握し、速やかに災害応急対策を講じるために、情報収集体制を強化する必要がある。



3 職員の参集・対応体制の整備

①職員の被災等により、職場に参集できない場合に、災害時の初動対応に支障を来すおそれがあることから、職員の参集及び災害対応体制をあらかじめ整備しておく必要がある。



4 受援体制の整備

①市の体制のみでは十分な応急対応ができない場合に、速やかに他市町村からの広域的な支援を要請し、円滑に受け入れるために必要となる体制等を整備しておく必要がある。



4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスの確保

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

脆弱性の評価

1 非常用電源の確保

①災害時に停電が発生した場合でも情報通信設備が停止しない体制を構築する必要がある。



2 災害情報の収集、伝達体制の確保（再掲 1-3-4）



施策分野								
福祉・医療	教育・文化	産業	都市基盤	生活環境	協働	リスクコミュ	長寿命化	
施策の推進方針								
<p><b>1 業務継続体制の整備</b></p> <p>①業務継続体制を維持するため、地域防災計画や組織改正等の際には業務継続計画を適宜見直し、最新の状態に保つとともに、実効性を高めていくために災害対応訓練等を実施する。</p>								
<p><b>2 防災拠点等の機能確保</b></p> <p>①災害時の防災拠点となる支所等庁舎の耐震化を推進するとともに、電力の確保、上下水道管路施設の耐震性能の確保、情報・通信システムの確保、バックアップ機能の強化、物資の備蓄、代替庁舎の確保等を進め、防災拠点の機能強化を図る。</p> <p>②災害現場の情報や対応状況等を的確かつ迅速に把握・収集するため、防災情報管理システムを構築し、情報収集体制の強化を図る。</p>								
<p><b>3 職員の参集・対応体制の整備</b></p> <p>①事態に応じた職員参集体制を確立するとともに、災害応急活動を行うための人材の確保・養成に努める。また、職員初動マニュアルの作成を図る。</p>								
<p><b>4 受援体制の整備</b></p> <p>①自治体間の広域相互応援体制や関係機関との協力体制を確立するとともに、国や他市町村等からの応援を迅速かつ効果的に受け入れるための受援体制の整備を図る。</p>								

施策分野								
福祉・医療	教育・文化	産業	都市基盤	生活環境	協働	リスクコミュ	長寿命化	
施策の推進方針								
<p><b>1 非常用電源の確保</b></p> <p>①災害時において、防災拠点の情報通信機能を維持するため、非常用発電機の整備や自立・分散型エネルギーの導入等により、非常時にも活用できる電源（常用非常用併用電源）を確保する。</p>								
<p><b>2 災害情報の収集、伝達体制の確保（再掲 1-3-4）</b></p>								

5 経済活動の機能維持

5-1 供給連鎖（サプライチェーン）の寸断等による市内企業の経済活動の停滞

脆弱性の評価

1 事業所等における業務継続体制の強化

- ①事業所等に対して、被害や生産力の低下を最小限に抑える事業継続計画（BCP）の策定を支援し、自主防災体制の整備や災害に備えた備蓄、災害時のサプライチェーンの確保を促進する必要がある。



2 道路等の災害対応力の強化

- ①道路施設等の被災により、サプライチェーンが寸断された場合、企業活動の停滞等が想定されることから、道路等の防災対策を推進する必要がある。
- ②本市の南北に細長い市街地では、自動車交通も南北軸に集中することから、多重性の確保にも寄与する南北を結ぶ新たな道路の整備を図る必要がある。
- ③災害発生時における道路交通の混乱を最小限に抑える必要がある。



3 海上輸送ルートの確保

- ①大規模災害による陸上交通の寸断に備え、海上輸送ルートの確保及び災害に強い港湾施設の整備を図る必要がある。



4 地域経済の強化

- ①ものづくり産業の活力を維持するため、ものづくりを支える人材の育成や中小企業への多様な支援を進めるほか、企業誘致や異業種連携・創業支援を推進する必要がある。



施策分野							
福祉・医療	教育・文化	産業	都市基盤	生活環境	協働	リスクコミュ	長寿命化
施策の推進方針							
<p><u>1 事業所等における業務継続体制の強化</u></p> <p>①市内事業所等における事業継続計画（BCP）の策定や事業継続マネジメント（BCM）の構築に向けた取組を促すため、支援情報の周知・広報に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市内事業所等に対して、施設の耐震化や設備・機器等の固定、飲料水・食料等の必要な物資の備蓄等、自主的な防災対策を促す。</li> </ul>							
<p><u>2 道路等の災害対応力の強化</u></p> <p>①道路施設等が被災し、サプライチェーンが寸断されることに伴う企業活動等の停滞を防ぐため、道路施設等の定期点検等の結果を踏まえ、道路の防災、震災対策や洪水、土砂災害、津波対策等を推進する。</p> <p>②南北を結ぶ新たな道路ネットワークを形成する道路整備を推進し、救助・救援、物資輸送、復旧活動を支える多重性機能の確保を図る。</p> <p>③災害により停電が発生した場合でも混乱なく交通処理ができる環状交差点（常陸多賀駅前ロータリー）の活用や交差点改良、歩道の設置を含めた道路の拡充、防護柵や標識・路面標示の充実等の交通安全対策を進める。</p>							
<p><u>3 海上輸送ルート確保</u></p> <p>①災害後の経済活動を支える海上輸送ルートの維持を図るため、「粘り強い構造」を導入した沖防波堤の整備等、港湾施設の耐震性能等の強化を促進する。</p>							
<p><u>4 地域経済の強化</u></p> <p>①LNG基地の立地により、新たなエネルギー供給拠点としても重要性を増した茨城港日立港区周辺における産業立地用地の確保等を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>既存事業所との連携を一層進めるとともに、雇用の確保・創出を図るため、新たな産業の誘致や、異業種連携、地域間連携、創業支援、中小事業者等に対するフォローアップを促進する。</li> </ul>							

## 第5章 脆弱性の評価と施策の推進方針

### 5-2 基幹的交通ネットワークの機能停止

#### 脆弱性の評価

1 緊急輸送体制の整備（再掲 2-1-1）



2 緊急輸送道路等の整備（再掲 1-1-5）



3 道路等の災害対応力の強化（再掲 5-1-2）



4 公共交通ネットワークの体制の強化

- ①災害後、早期に公共交通ネットワークを復旧し、市民の移動手段を確保する必要がある。



### 5-3 食料等の安定供給の停滞

#### 脆弱性の評価

1 事業所等における業務継続体制の強化（再掲 5-1-1）



2 非常用物資の確保（再掲 2-1-3）



3 買物弱者支援対策

- ①買物困難地域の解消や災害発生時等の地域ライフライン機能維持のため、移動販売車両の巡回等を促進する必要がある。



施策分野								
	福祉・医療	教育・文化	産業	都市基盤	生活環境	協働	リスクコミュ	長寿命化
施策の推進方針								
1 緊急輸送体制の整備（再掲 2-1-1）								
2 緊急輸送道路等の整備（再掲 1-1-5）								
3 道路等の災害対応力の強化（再掲 5-1-2）								
4 公共交通ネットワークの体制の強化								
①津波や洪水等により車両等が被害を受けないための避難場所等の確保を図る。								

施策分野								
	福祉・医療	教育・文化	産業	都市基盤	生活環境	協働	リスクコミュ	長寿命化
施策の推進方針								
1 事業所等における業務継続体制の強化（再掲 5-1-1）								
2 非常用物資の確保（再掲 2-1-3）								
3 買物弱者支援対策								
①高齢化率が高い地域、半径 500m付近に食品店がない地域に対して、移動販売車両を巡回させて生鮮三品等を提供し、買物困難地域の解消や災害発生時等の地域ライフライン機能維持を図る。								



6 ライフラインの確保と早期復旧

6-1 市民の生活・経済活動の維持に必要な電力や石油等の供給の停止

脆弱性の評価

1 ライフラインの災害対応力強化・早期復旧

- ①災害発生時におけるライフライン機能の維持・確保や早期復旧を図るため、電気、ガス、上下水道、通信等のライフライン関係機関と連携しながら、発電施設、ガス導管網の耐震化、LPガス充填所における緊急時に備えた訓練の実施等、災害対応力を強化する必要がある。



2 石油等燃料確保体制の整備

- ①石油等の燃料は、市民生活、経済活動等に必要不可欠であるため、災害発生時においても安定的な供給を図る必要がある。
- ②地域や家庭において、平時からの燃料備蓄に対する意識の啓発を図る必要がある。



3 エネルギー供給源の多様化

- ①ライフラインからのエネルギー供給がストップした場合の非常用エネルギーとして、新エネルギーの導入促進を図る必要がある。



施策分野							
福祉・医療	教育・文化	産業	都市基盤	生活環境	協働	リスクコミュ	長寿命化
施策の推進方針							
<p>1 <u>ライフラインの災害対応力強化・早期復旧</u></p> <p>①電気、ガス、上下水道、通信等のライフラインにおける災害対策上重要な設備の耐震化を促進するとともに、災害時に供給が途絶した場合も、防災拠点、避難所等の重要施設に早急に供給できるよう、平時から事業者と大規模災害を想定した連絡体制や応急復旧対策等について連携強化を図る。</p>							
<p>2 <u>石油等燃料確保体制の整備</u></p> <p>①石油、ガス等の燃料確保のため、事業者との協定締結や円滑な運搬給油のための体制を整備する。</p> <p>②各家庭や避難所、医療施設等において自家発電施設の導入や燃料の備蓄量の確保等を促進する。</p>							
<p>3 <u>エネルギー供給源の多様化</u></p> <p>①太陽光発電や風力発電等の再生可能エネルギーやガスコージェネレーション、水素エネルギー等の導入促進により、災害リスクを回避・緩和するためのエネルギー供給源の多様化・分散化を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ガソリン等の不足に備え、電気自動車、天然ガス自動車（CNG車）、燃料電池自動車（FCV車）等の導入促進を図る。</li> <li>一般家庭における非常用エネルギー確保策として、住宅用太陽光発電システム、家庭用燃料電池（エネファーム）、定置用蓄電システム（蓄電池）の普及啓発及び導入促進を図る。</li> </ul>							



【下水道管渠耐震化工事】

6-2 上水道の長期間にわたる供給停止

脆弱性の評価

1 水道施設の耐震化等（再掲 2-1-6）



2 復旧体制の確立

- ①大規模災害時に速やかに復旧するために広域的な応援体制を整備しておく必要がある。
- ②災害時に断水等が発生しても、飲料水を供給できるよう応急給水体制を整え、速やかに復旧作業へ移行するための体制やマニュアルを構築し、災害時に備えておく必要がある。



3 雨水の利用促進

- ①地震等の緊急時の水源確保として、雨水の利活用を促進する必要がある。



6-3 汚水処理施設の長期間にわたる機能停止

脆弱性の評価

1 下水道施設の耐震化等（再掲 2-7-3）



2 合併処理浄化槽の整備等

- ①公共下水道等の整備が見込まれない区域において、単独処理浄化槽及びくみ取り便槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を図る必要がある。
- ②災害時における生活排水による公共用水域の保全を図る必要がある。また、公共浄化槽や避難所等の浄化槽が使用できるかどうかを緊急に点検及び応急復旧等を行い、生活環境の改善を図る必要がある。



施策分野							
福祉・医療	教育・文化	産業	都市基盤	生活環境	協働	リスクコミュ	長寿命化
施策の推進方針							
1 <u>水道施設の耐震化等</u> （再掲 2-1-6）							
<p>.....</p> <p>2 <u>復旧体制の確立</u></p> <p>①他自治体や水道事業者等と水道施設復旧や応急給水等に係る協定締結の拡充を図り、協力体制を円滑に運用し、更に強化する。</p> <p>②協定を締結している事業者や地域住民等と連携した防災訓練の実施及びその結果を踏まえた災害対応マニュアル等の充実に努める。</p> <p>.....</p> <p>3 <u>雨水の利用促進</u></p> <p>①市民に対し、雨水貯留槽設置補助金制度の周知徹底と活用の促進を図る。</p>							

施策分野							
福祉・医療	教育・文化	産業	都市基盤	生活環境	協働	リスクコミュ	長寿命化
施策の推進方針							
1 <u>下水道施設の耐震化等</u> （再掲 2-7-3）							
<p>.....</p> <p>2 <u>合併処理浄化槽の整備等</u></p> <p>①合併処理浄化槽は、管渠が短く地震などの災害に強いという特徴があるので、下水道等処理区域外における設置を促進する。</p> <p>②既設合併処理浄化槽の適正管理に関する啓発、また公共浄化槽設備の長寿命化計画等による適正な維持管理を行い、災害時における生活排水の公共用水域への流出防止を図る。</p>							

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

脆弱性の評価

1 緊急輸送道路等の整備（再掲 1-1-5）

2 道路等の災害対応力の強化（再掲 5-1-2）

3 ひたちBRTの整備推進

- ①新交通（ひたちBRT）には、公共交通の新たな南北幹線軸としての役割が期待されることから、日立駅までの延伸整備（第Ⅲ期）について、具体的な検討を早期に進める必要がある。

4 災害の復旧・復興を担う人材・資機材等の確保

- ①災害発生時には、道路・橋梁を始めとする土木施設の点検・被害確認等に加え、速やかに被害査定・設計業務を行う必要があり、地域建設業者等の担い手や重機等資機材を迅速に確保し行動できる体制を整備しておく必要がある。



【ひたちBRTの整備】







施策分野							
福祉・医療	教育・文化	産業	都市基盤	生活環境	協働	リスクコミュ	長寿命化
施策の推進方針							
1 緊急輸送道路等の整備（再掲 1-1-5）							
2 道路等の災害対応力の強化（再掲 5-1-2）							
3 ひたちBRTの整備推進							
①市街地における新たな公共交通の南北軸として、ひたち BRT のJR日立駅までの延伸を図る。							
4 災害の復旧・復興を担う人材・資機材等の確保							
①日立市建設業協会を始めとする地域建設業者との連携強化により、災害の復旧・復興を担う要員や重機等資機材の迅速な確保を図る。							



【橋梁の点検状況】



7 二次災害の拡大防止

7-1 市街地での大規模火災の発生	
脆弱性の評価	
1 市街地整備の促進	
①都市の防災機能を向上させるため、老朽化又は非耐火建築物が密集している地区等において、建物の耐震化、不燃化等を推進する必要がある。	
2 火災予防対策の推進（再掲 1-2-1）	
3 空き家対策（再掲 1-1-2）	
4 消防力の充実（再掲 1-1-3）	
5 緊急輸送道路等の整備（再掲 1-1-5）	
6 公園・緑地の維持確保	
①大規模地震等により、市街地での大規模火災が発生することが想定されるため、延焼防止効果があり、災害発生時の避難・救援活動の場ともなる公園や緑地、広場の維持を図る必要がある。	

	施策分野							
	福祉・医療	教育・文化	産業	都市基盤	生活環境	協働	リスクコミュ	長寿命化
施策の推進方針								
1	<u>市街地整備の促進</u>							
	<p>①都市の防災機能を向上させるため、「立地適正化計画」に基づく国の支援制度を活用した施策等により、市街地の集約化を推進するとともに、適切な居住誘導と拠点形成を図りながら、市街地整備を促進する。</p>							
2	<u>火災予防対策の推進（再掲 1-2-1）</u>							
3	<u>空き家対策（再掲 1-1-2）</u>							
4	<u>消防力の充実（再掲 1-1-3）</u>							
5	<u>緊急輸送道路等の整備（再掲 1-1-5）</u>							
6	<u>公園・緑地の維持確保</u>							
	<p>①市街地での大規模火災の発生時における避難・救援活動の場となる公園や緑地、広場の維持を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小木津山自然公園は市街地に隣接し、常磐道日立北ICにも近く良好な立地条件を有しているため、公園南側からの進入路を整備し、既存アクセス道路の補完、災害時の進入路、調整池を利用した消防水利の確保等を進める。</li> </ul>							

7-2 ダム、調整池等の損壊・機能不全による二次災害の発生

脆弱性の評価

1 施設管理者との連携強化

①大雨に伴う十王ダム放流により、河川の水位の上昇が懸念されるため、下流域において洪水災害が発生しないよう、県と連携を密にして事前の体制を構築しておく必要がある。



2 調整池の維持管理

①調整池の損壊・機能不全による二次災害を未然に防止するため、調整池の適切な維持管理等に努める必要がある。



7-3 有害物質等の大規模拡散・流出

脆弱性の評価

1 有害物質の漏えい等の防止対策の推進

①法に定めのある有害物質の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、資器材の維持・整備や事業所における有害物質の管理方法や事故発生時の対応計画策定等、事前対策の強化に対する啓発、大規模な出火や有害物資が流出した際の周知体制の強化を図っていく必要がある。



施策分野								
	福祉・医療	教育・文化	産業	都市基盤	生活環境	協働	リスクコミュ	長寿命化
施策の推進方針								
1 施設管理者との連携強化								
①危険水位を超える出水を想定し、県や関係機関との一層の連携強化と市民への情報提供、避難体制の強化を図る。								
2 調整池の維持管理								
①調整池の定期的な点検及び必要な整備や適切な維持管理に努める。								

施策分野								
	福祉・医療	教育・文化	産業	都市基盤	生活環境	協働	リスクコミュ	長寿命化
施策の推進方針								
1 有害物質の漏えい等の防止対策の推進								
①県と緊密に連携し、事業所に対し、有害物質の管理方法や事故発生時の対応計画の策定等、有害物質の適正管理及び漏えい等に対する応急措置を講ずる体制を構築するよう指導するとともに、適正管理等に関する啓発を推進する。								
・事故発生時の迅速な初動対応に資するため、市内の有害物質等取扱事業所の把握に努める。								



【田尻川調整池】

7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

脆弱性の評価

1 農地・森林等の保全管理

- ①農地は、災害発生時の避難地や延焼防止等の防災機能を有しているが、年々農業従事者が減少し耕作放棄地が増加しているため、対策を講じる必要がある。
- ②生産者の経営安定化を図るため、農業水利施設等の生産基盤の整備や老朽化対策を推進する必要がある。
- ③農地・森林の荒廃等を防止するため、地域コミュニティと連携した農地・森林の保全活動を推進する必要がある。
- ④平地林等の管理・保全の喪失により、多面的機能を損なう可能性があるため、適切な維持管理を行う必要がある。

2 治山事業の促進

- ①局所的な集中豪雨等に伴って、山崩れや土石流、地すべり等の山地災害の発生が懸念されるため、山地災害危険地区等を対象に、治山施設や森林の整備を推進する必要がある。
- ②太陽光発電施設の設置に起因する土砂災害等を未然に防ぐため、ガイドラインに沿った適正な発電設備の導入及び適切な管理の取組を促す必要がある。

3 鳥獣被害防止対策の推進

- ①イノシシやハクビシンなどにより農作物に被害が出ていることから、関係機関と連携し、農業被害の防止に取り組む必要がある。

施策分野							
福祉・医療	教育・文化	産業	都市基盤	生活環境	協働	リスクコミュ	長寿命化
施策の推進方針							
<p><b>1 農地・森林等の保全管理</b></p> <p>①農山村における農業・林業等の生産活動を持続し、農地・森林等の荒廃を防ぎ、国土保全機能を適切に発揮させる。</p> <p>②農業水利施設等の長寿命化・耐震化による適切な維持管理や非常用電源の設置、安全施設の整備等の施設整備を推進する。</p> <p>③地域コミュニティと連携し、農地・農業水利施設等の適切な保全管理を進め、災害時には自立的な防災活動が行われるよう、活動支援や環境整備を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域資源を活用した都市と農山村の交流等により、地域コミュニティの維持・活性化を促進する。</li> </ul> <p>④新たな森林管理システム「森林経営管理制度」により、林業の成長産業化と森林の適正な管理に努め、森林の荒廃の防止に努める。</p>							
<p><b>2 治山事業の促進</b></p> <p>①山地災害の被害を防ぐため、県等と連携し、山地災害危険地区等において、治山施設や森林の整備を推進する。</p> <p>②「太陽光発電施設の適正導入ガイドライン」に基づき、太陽光発電事業者に、災害の防止、良好な景観の形成、生活環境の保全、地域住民との合意形成を図るなどの適正な発電設備の導入及び適切な管理の取組を促す。</p>							
<p><b>3 鳥獣被害防止対策の推進</b></p> <p>①農作物の鳥獣被害対策として、イノシシに加え、被害が顕在化しているハクビシンについても捕獲に取り組むとともに、農地などへの侵入防止対策（柵などの設置）を支援する。また、関係機関からの情報の収集及び共有化に努め、必要な措置を講じる。</p>							



8 地域社会・経済の迅速な復旧・復興

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

脆弱性の評価

1 災害廃棄物処理計画の策定

- ①非常災害発生時に備えた「災害廃棄物処理計画」を策定し、災害廃棄物処理体制を構築する必要がある。



2 災害廃棄物処理体制の強化

- ①大規模災害が発生した場合は、大量の災害廃棄物が発生するおそれがあることから、早期の復旧・復興のためにも、災害廃棄物を仮置きする場所の確保を図る必要がある。
- ②災害廃棄物の収集・運搬のために必要な協力体制を確保しておく必要がある。
- ③大量に発生する災害廃棄物を迅速に処理できる体制を整備する必要がある。



8-2 土木施設等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

脆弱性の評価

1 応援受入体制の整備

- ①広域応援協定等に基づく応援要請後、他市町村等からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、受入窓口や指揮命令系統の明確化を図る必要がある。



2 災害の復旧・復興を担う人材・資機材等の確保（再掲 6-4-4）



	施策分野							
	福祉・医療	教育・文化	産業	都市基盤	生活環境	協働	リスクコミュ	長寿命化
施策の推進方針								
1 災害廃棄物処理計画の策定								
<p>①「災害廃棄物対策指針（改定版）（平成30年3月、環境省）」や「茨城県災害廃棄物処理計画（平成29年2月）」等に基づくとともに、日立市地域防災計画等との整合を図りながら、早期に「災害廃棄物処理計画」を策定する。</p>								
2 災害廃棄物処理体制の強化								
<p>①関係機関等との協議により、災害廃棄物の仮置き場の候補地をあらかじめリストアップし、仮置き場として確保する。</p> <p>②災害廃棄物を収集・運搬する場合に備え、事業者等との協定締結等を推進し、協力体制の確保に努める。</p> <p>③大量に発生する災害廃棄物に対応するため、県、県内各市町村等及び（一社）茨城県産業資源循環協会と令和2年6月1日に締結した「災害廃棄物処理に係る連携及び協力に関する協定」に基づき、迅速かつ円滑な処理を図る。</p>								

	施策分野							
	福祉・医療	教育・文化	産業	都市基盤	生活環境	協働	リスクコミュ	長寿命化
施策の推進方針								
1 応援受入体制の整備								
<p>①災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に応援を受けることができるよう、応援要請及び受入れの手順、受入後の指揮命令等の受援体制を明確化する。</p>								
2 災害の復旧・復興を担う人材・資機材等の確保（再掲6-4-4）								

8-3 地域コミュニティの機能不全、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

脆弱性の評価

1 防犯体制の強化

- ①災害発生時の治安悪化を防止するため、平時から自警団等の育成や活動を支援し、地域の防犯体制の充実・強化を図る必要がある。
- ②安全・安心なまちの実現に向け、警察や防犯関係団体等と連携して、防犯カメラを設置するなど、防犯対策を実施することで犯罪が起こりにくい環境を整備する必要がある。



2 ボランティア活動環境の整備

- ①平時から地域団体、NPO等のボランティア団体の活動支援を図るとともに、ボランティア団体と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携について検討する必要がある。
- ②市及び（福）日立市社会福祉協議会は、ボランティアの受入れを円滑に進めるため、受入れ態勢の整備を強化する必要がある。



3 地域コミュニティの維持

- ①地域コミュニティの機能不全は、文化財及び伝統文化の維持・保全にも影響するため、地域コミュニティの活性化に努める必要がある。



4 地域防災力の充実・強化（再掲 1-1-4）



5 地区防災計画の策定の促進

- ①災害対策基本法の改正（平成25年6月）により、地区住民による自発的な防災活動に関する地区防災計画制度が創設されたことを踏まえ、自主防災組織等によるこれまでの地域の取組を活かし、特性に応じた計画の策定を促進する必要がある。



施策分野							
福祉・医療	教育・文化	産業	都市基盤	生活環境	協働	リスクコミュ	長寿命化
施策の推進方針							
<p><u>1 防犯体制の強化</u></p> <p>①地域の防犯活動を支える人材を育成するため、防犯リーダー講習会等を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・JR常磐線の市内各駅周辺等公共空間への防犯カメラ設置を更に進めるとともに、地域防犯活動への支援を行うなど、地域防犯体制の強化に取り組む。</li> </ul> <p>②町内会や自治会が維持管理している防犯灯について、市が移管を受け、直接管理を行うことで、地域住民の更なる安全確保と町内会等の負担軽減を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の防犯意識を更に高めるため、防犯講演会や街頭キャンペーン等の啓発活動、ホームページや市報等の多様な媒体を活用した広報活動に取り組むほか、住宅の防犯対策工事への助成を実施する。</li> <li>・個人住宅の防犯対策を推進するため、安全・安心・住みいる助成事業の利用促進を図る。</li> </ul>							
<p><u>2 ボランティア活動環境の整備</u></p> <p>①多分野で活動するボランティア団体、NPO法人、各種市民団体、企業等と行政が協働できる仕組みや体制づくり等について検討する。</p> <p>②（福）日立市社会福祉協議会と連携し、各種団体の活動内容や募集状況等についての情報発信や窓口相談体制の充実等に取り組む。</p>							
<p><u>3 地域コミュニティの維持</u></p> <p>①地域コミュニティの活性化に向け、地域住民による自主的なコミュニティ活動を支援するとともに、地域団体のリーダーとなる担い手を育成する。</p>							
<p><u>4 地域防災力の充実・強化（再掲 1-1-4）</u></p>							
<p><u>5 地区防災計画の策定の促進</u></p> <p>①災害時の避難の呼び掛け、要配慮者の避難行動の支援、倒壊した建物からの救出、避難所の運営など大規模な災害ほど地域における助け合いが重要となることから、地域コミュニティが主体となった地区防災計画の策定を促進する。</p>							

8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失

脆弱性の評価

1 指定文化財（建造物）の防災対策

- ①文化財は地域固有の自然・歴史・文化を象徴するもので、確実に後世に継承するとともに、個性豊かなまちづくりへの活用を図る必要がある。

2 文化財の防災対策

- ①大規模火災により、貴重な文化財が焼失しないための対策を講じる必要がある。

8-5 被災者の住宅確保等の遅延により生活再建が遅れる事態

脆弱性の評価

1 応急仮設住宅等の迅速な確保

- ①応急仮設住宅を迅速に提供するため、平時から応急仮設住宅の建設適地の選定や仮設住宅建設の体制整備を図る必要がある。
- ②県や建設関係業者等との連携により、人材や資機材の確保等、災害後の迅速な建設に向けて体制を整備する必要がある。

2 被災者の居住の早期確保

- ①被災者が早期に住居を確保することができるよう、公営住宅の活用や民間の賃貸住宅等を利用した多様な仮住居を確保できる仕組みを構築する必要がある。
- ②被災した住宅や宅地の危険度判定を的確に実施するため、震災建築物応急危険度判定や被害認定調査などを行う必要がある。
- ③自宅居住による生活再建を促進するため、被災住宅の応急修理を的確かつ迅速にできる体制を整備する必要がある。

3 り災証明書の発行体制の整備

- ①早期の復旧・復興を図るため、り災証明書発行業務を迅速にできる体制を確保する必要がある。

施策分野							
福祉・医療	教育・文化	産業	都市基盤	生活環境	協働	リスクコミュ	長寿命化
施策の推進方針							
1 指定文化財（建造物）の防災対策							
①文化財を確実に継承し、かつ安心して利用できるよう、防災面に配慮した環境整備を進める。							
2 文化財の防災対策							
①大規模火災による文化財への被害を最小限にとどめるため、文化財管理者による防災対策を促進する。							

施策分野							
福祉・医療	教育・文化	産業	都市基盤	生活環境	協働	リスクコミュ	長寿命化
施策の推進方針							
1 応急仮設住宅等の迅速な確保							
①二次災害の発生のおそれがない箇所において、応急仮設住宅等の建設の候補地をあらかじめ指定しておくとともに、生活環境やコミュニティの維持、高齢者等の要配慮者の見守り等の観点も踏まえて、適地に応急仮設住宅等の整備を推進する。							
②応急仮設住宅等の建設に必要な建設資材や人材について、建設関係者とあらかじめ協議し、必要量を確保する。建設関係者において資材が不足する場合や人材が確保できない場合は、県へ斡旋を要請する。							
2 被災者の居住の早期確保							
①被災者の生活基盤を確保し、二次災害を防止する観点からも、住宅の復旧や再建への支援を行うとともに、公営住宅の提供や民間賃貸住宅の活用等により、被災者の居住の安定の早期確保を図る。							
②被災した宅地や住宅の危険度を的確に判定するため、被災宅地危険度判定士や震災被災建築物応急危険度判定士等の育成を推進する。							
③被災住宅の応急修理や新築等を支援するため、災害救助法や被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給等の事務について、速やかに実施できる体制を整備する。							
3 防災証明書の発行体制の整備							
①大規模災害時に防災証明書を速やかに発行できるよう、平時から職員を対象とする研修を通じて、知識・技術の習得を図るとともに、災害時の住家被害の調査の迅速化を図る。							



## 第6章 施策の重点化、優先順位付け

### 1 施策の重点化、優先順位付けの考え方

限られた資源、財源の中で、効率的・効果的に本市の強靱化を進めるためには、施策の優先順位付けを行い、優先順位の高いものについて重点化しながら、取組を進める必要があります。

そのため、次に示す重点化の視点を基に、本計画の基本目標や日立市総合計画の目標等を踏まえ、総合的に判断して優先順位付けを行います。

重点化の視点	説明
影響の大きさ	当該施策を講じない場合、大規模自然災害の発生時において、「生命・財産」や「社会経済システム」にどの程度影響を及ぼすか
施策の進捗	当該施策に係る指標（現状値又は目標値）等に照らし、施策の進捗を向上させる必要がどの程度あるか
平時の効用	当該施策が大規模自然災害の発生時のみならず、地域活性化や産業振興など平時の課題解決にも有効に機能するか
国・県の強靱化への寄与	当該施策が南海トラフ地震など市外における大規模災害のリスク低減にどの程度寄与するものか





日立市国土強靱化地域計画  
令和3年3月

日立市総務部くらし安心局防災対策課  
〒317-8601  
日立市助川町1丁目1番1号  
TEL : 0294-22-3111  
FAX : 0294-21-7000  
E-mail [bousai@city.hitachi.lg.jp](mailto:bousai@city.hitachi.lg.jp)